

第76回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第4日）

平成29年3月17日（金曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (1名)	11番	石黒 永剛		
		※午後1時30分から入場		
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	鎌 田 康 正
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	総 務 課 長	森 下 守
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	敏 蔭 高 弘
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	大 永 克 司
	高年介護課長	藤 木 卓	農林振興課長	加 藤 逸 生
	商工観光課長	森 田 善 章	建 設 課 長	横 山 重 明
	上下水道課長	松 井 寿 登 司	天文台公園長	谷 口 俊 廣
	上月支所長	和 田 始	南光支所長	三 角 雅 昭
	三日月支所長	船 引 和 範	会 計 課 長	高 見 寛 治
	教 育 課 長	尾 崎 文 昭	生涯学習課長	服 部 憲 靖
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (1名)	教 育 課 長	尾 崎 文 昭		
		※午後1時30から 早 退		
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（岡本安夫君） おはようございます。昨日に引き続きご出席を賜りまことに御苦労さまです。本日もよろしくお願ひします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、石黒議員より通院治療のため遅刻の届出と、尾崎教育課長より午後から出張のため早退の届出があり受理しておりますので、報告しておきます。

本日の日程に入る前に昨日の一般質問の答弁について、尾崎教育課長より訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。尾崎教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 昨日、平岡議員の一般質問におきまして、学校給食費の集金について、滞納はあるのかという質問に対して、今も以前もありませんというふうにお答えしましたが、以前につきましては、平成26年度までに3件、17万660円ございましたので、訂正し、お詫びを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

議長（岡本安夫君） それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（岡本安夫君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名します。

まず、初めに2番、千種和英君の発言を許可します。

〔2番 千種和英君 登壇〕

2番（千種和英君） おはようございます。議席番号2番、千種和英でございます。

本日は、通告に基づき2件の質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。医療費・社会福祉費抑制のための取り組みについて問う。

本町の人口の現状と将来展望においても、現在の約1万7,500人の人口は確実に減り続け、同時に高齢化率が上昇することは、今さらここで申し上げるまでもなく、当局はもちろんのこと、住民の皆さんも承知の事実です。

ただ、これに対するさまざまな対応に取り組んではいるものの、即効性のある対策があるわけではありません。

また、それに伴い税収は減少することも、ここで申し上げるまでもない現実でございます。

そんな現状の中で、今回の定例会において平成29年度の予算が提案され慎重に審議をさせていただきました。その予算において、医療や社会福祉関連における予算の負担割合が年々大きくなっています。

住民の方々が安心して暮らせる町づくり、安心して医療を受けられる仕組みづくりは地方自治において最重要使命の1つです。

限られた財源の中で、一般会計での民生費、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険会計等を運用していくためには歳出の抑制が必要です。

歳出の抑制とはいえ予防の取り組みであって、決してサービスの低下ではないことを確認した上で、その予防に対する取り組みについて伺います。

社会福祉費の抑制の為の予防についてどのような積極的な取り組みをされているのか。

「いきいき 100 歳体操」や「頭の体操」の推進方法について、その実施会場数及び参加者数の推移と今後の見通しについて、「いきいき 100 歳体操」や「頭の体操」での成果について、以上を、こちらから質問させていただき、もう 1 件につきましては、議員席のほうからさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（岡本安夫君） 町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） おはようございます。本日も 3 名の議員の方からのご質問にお答えをさせていただきます。それぞれ、どうぞよろしく願いいたします。

まず、最初の千種議員からのご質問で、医療費、社会福祉費抑制のための取り組みについてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

千種議員ご指摘のとおり、本町におきましては、人口減少と高齢化率の上昇は避けることができない状況でございます。さらに、全国的な問題として、平成 37 年には団塊の世代、私もそのうちの 1 人ですけれども、75 歳以上となり医療・介護など社会保障費の急増が懸念されることから、「2025 年問題」ということで、クローズアップされているところでございます。

国におきましては、介護保険事業の第 6 期計画の柱として、2025 年を目途に、重度な介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・生活支援・介護予防、そして医療・介護が一体となって提供される地域包括ケアシステムの実現を掲げております。

本町におきましても、地域包括ケアシステムの構築を第 6 期介護保険事業計画の基本方針に据え、さよさよサービスを中心とした外出支援、配食のサービス、移動販売等の買物支援など、従来からの事業に加え、筋力アップ・転倒防止の予防効果が高い「いきいき百歳体操」と、認知症予防としての「頭と体の健康教室」に力を入れて、幅広く生活支援・介護予防サービスを提供していきたいと考えております。

次に、「いきいき百歳体操」と「頭と体の健康教室」の推進方法についてでございますが、PR の手段といたしましては、町広報誌をはじめ、高年大学における事業の紹介などのほか、最近では、1 月に開催をいたしました「さよう健康フェスティバル」におきましては、宣伝用のブースを設けるなど、いろいろな機会を利用して普及・啓発に努めているところでございます。

また、「いきいき百歳体操」につきましては、啓発番組として「さよう いき百 倶楽部」を制作しており、佐用チャンネルにおきまして、理学療法士による体操のポイントの解説のほか、体操の実践グループを紹介し、インタビューなどを交えて参加者の声を放送をいたしております。

「さよう いき百 倶楽部」は、動画配信も行っており、放送終了後も、町公式ホームページから何度でも視聴していただくことができるものでございます。

PR の中で、体操を始める条件として、次の 3 点をお願いをいたしております。

1 点目は、10 人以上の参加者で行っていただくこと。

2点目は、会場とDVD再生機器などの準備をしていただくこと。

3点目は、週1回以上実施し、最低3か月以上継続ができること。

以上の条件は、体操の効果があらわれ、参加者本人がそれを実感できるまでの間、継続していただくためのものでございます。

次に、実際に体操を始めたグループに対する、行政としての支援方法についてでございますが、まず、最初の4回は、理学療法士、保健師、看護師などの専門職が地域に出向き、正しい体操の方法など、技術支援を行っております。

フォローアップといたしましては、初回、開始3か月後、6か月後、1年後に体力測定を行い、初回と比較してどれだけ筋力、体力が向上したかを、ご本人とともに確認するとともに、さらに効果を持続させるため、体操が正しく実施できているかどうかを確認をいたします。

また、この体操は、専用のバンドとおもりを使い、手本となるDVDを見ながら行いますので、バンドとおもり、DVDを無償で貸し出すこととしていたしております。

次に、実施状況でございますが、「いきいき百歳体操」は2月末現在、14会場で実施をされており、佐用地域で6グループ、上月地域で3グループ、南光地域で2グループ、三日月地域では3グループが活動をされています。参加者につきましては合計で344人で、昨年度末現在における9グループ、210人と比較しますと、PR効果が出ているというふうに思っております。

新年度、4月からの活動が決定しているグループや、実施に向けて調整中というグループもあり、活動の輪は確実に広がりを見せていると考えております。

「いきいき百歳体操」の成果につきましては、先ほど申しあげました体力測定を行うことによって、数字ではっきりとあらわれております。

測定する項目は、握力と5メートル歩行、TUGの3つで、5メートル歩行は、5メートルを歩くのにかかる時間を計測します。また、TUGは、Timed(タイムド) Up(アップ) and(アンド) Go(ゴー)のということで、略でありまして、椅子に座った状態から立ち上がり、3メートル先のコーンを回って、再び椅子に座るまでの時間を計測するものがございます。

体操を半年以上継続されている約50人の平均をとったところ、握力は3.3キロのアップ、5メートル歩行では0.4秒アップ、TUGにつきましては1.7秒アップという結果が出てきております。

講師を務める理学療法士の見解では、いきいき百歳体操には、直接握力を鍛える運動はありませんが、手足の筋力がつき、直接、握力を鍛える運動ではないということですが、手足の筋力がつき、力が入りやすい体幹となることで、握力が向上したというふうに思われます。

5メートル歩行では、歩行速度が早くなることはもちろんのこと、歩く姿勢が大変よくなるということがございます。

立ち座りや方向転換などの複合動作であるTUGにつきましては、大幅に向上した方が多くて、歩行能力やバランス感覚の向上が数値になって、確実にあらわれております。

「いきいき百歳体操」の満足度について、アンケートを取ったところ、約9割の方が「体操をやってよかった」「友人や知人にぜひ勧めたい」「今後も続けていきたい」というふうな回答を寄せられております。

ほかにも、「立ち上がりが楽になった」「腰や膝の痛みがましになった」「転ばなくなった」などの回答もいただいております。

「いきいき百歳体操」の効果は、体力面だけではございません。アンケートの回答には「みんなとおしゃべりするのが楽しみ」「友達と会うきっかけになる」「気持ちが前向きに変わった」などの感想が多くあり、いきいき百歳体操が高齢者の「からだ」と「こころ」

の健康づくりに重要な役割を果たしていると感じているところでございます。

週1回、地域の高齢者が集まって体操を続けることで、参加者同士の交流が生まれ、体操後にふれあい喫茶を行うところもあるなど、体操を介して地域の絆が深まり、元気な地域づくりにつながっているものと考えております。

また、次の「頭と体の健康教室」は、認知症予防対策として、平成26年度から取り組んでいるところでございます。

内容は、公文学習療法センターの専用テキストを用い、読み・書き・計算をテンポが速くできるよう、繰り返しトレーニングを行い、脳の活性化を図るものであります。プリント学習のほか、数字盤に、1から100までの数字が書いてある磁石を並べる方法も取り入れて実施をいたしております。

2人1組で学習を行うわけですが、研修を受けたボランティアの方々をサポート者として1組ごとに1名を配置し、参加者の学習が効率よく進むよう支援をいたしております。

教室がない日も、毎日10分程度でできる自宅トレーニング教材を、宿題として渡しているところであります。

参加者のほとんどの方が、プリントと数字盤に要する時間が、最初に比べると、1、2分早くなっており、これは脳の活性化、特に前頭葉というところでありますが、その活性化を示しているということでございます。

頭のトレーニングの後は、体のトレーニングとして「いきいき百歳体操」を実施し、最後に、参加者同士でお茶を飲みながらの交流も図るということでございます。

実施状況でございますが、本年度は、南光文化センターと上月文化会館の2カ所で、昨年5月から今年2月までの10カ月間、毎週1回教室を開催しており、参加者は、南光教室が12人、上月教室7人、このほうにつきましては、まだ、人数的には少人数でございます。

来年度は、会場を佐用生きがいづくりセンター、1カ所にして実施をする予定であります。現在、体験セミナーと合わせて参加者を募集しているところでございます。ぜひ多くの方に参加をいただければというふうに思っております。

教室終了後のアンケートを見ますと、「1日も休まずに参加できた。外出の機会が少なかったので、この教室で皆さんに会え、話ができることが楽しかった」とか、「初めは、自信がなかったけれども、人と比べるのではなくて、自分への挑戦と思い続けることができ、健康であれば、できると自信につながった」とか、「若いサポーターとの会話で気持ちも若返った」などの感想が綴られており、普段会わない人たちと週1回会って話をすることで、教室への参加意欲が湧き、ひいては、それが精神面・生活への意欲向上につながっていると考えております。

以上、具体的な教室等の状況をご説明申し上げて、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 実は、私自身も声をかけていただいて、何カ所か参加をさせていただいたことがあります。

答弁の中にもありましたように、体操はもちろんですけれども、高齢者の方々の集いの場、生きがいになっているということを、私自身も実感しております。

やはり1人では、なかなか継続できないということが、皆さん、集まることによって、継続されている、私事なのですが、僕自身も家庭にはダイエット用の器具、たくさん持っているのですが、全く1人では継続しないというのが、見ていただいたらわかると思うのですが、やはり皆さん集まってされるということで継続されているのではないかなということ、楽しそうにされていることを評価しながら、何点か再質問させてください。

先ほど、話のありました、連携して民間の理学療法士の方にも参加もしていただいている、そういった方からもお話を伺うと、やはり有意義な取り組みであり、どんどん後押しをしてほしいということ聞いております。

先ほど、14グループが、今現在自主運営をされているということなのですが、おのおおむねうまくいっているとは思いますが、その中で課題があったり、また、自主運営をされてから、やっぱり継続しなかったというような点はないのか、ちょっと、その確認だけさせてください。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 14グループのうち、課題と申しますか、まず、途中でやめたとか、そういった事例はございません。

それから、課題ですが、課題としては、いろいろあると思いますが、例えば、後でお茶会をする時などは、当然、お金が必要になってきますので、そのお金の世話をする方、そういう方が、なかなか手がないという場合もあるのですが、今のところ14グループでは、そういったこともなく、うまくいっているということです。以上でございます。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 現在、14グループで運営をされており、今後も予定があるということなのですが、やはり、こういった取り組みを、どんどん、どんどん広げていく必要があるのではないかと、当然、思います。

先ほど、言われました、定期的なフォローアップ、体力測定の結果数値等々も示されたのですが、そういったことというのは、どこかで公表をされたり、検証をされたりはしているのでしょうか。

そういったことを、広く町民の方々にお伝えすることによって、それなら、また、うちの地域でもやってみようというふうな気運が高まるのではないかと思いますけれども、そのへんの公表等々については、どうなっているのでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

この先ほど、申しあげました握力とか、5メートル歩行、TUG、これについては、佐用チャンネルのいき百 倶楽部でも紹介していると思います。

それから、検証といいますか、それは、これからですね。まだ、始まって本格的に 28 年度、まだ 2 年目になりますので、今後、もっと大きなデータで、先ほど、町長のほうから 344 人ということで申しあげましたが、その 28 年度 14 グループ、344 人が 29 年度は多分 20 グループぐらいになるとと思いますので、それらのデータがたくさんになったものを、また、集めまして、検証を行っていききたいとかように考えております。以上でございます。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2 番（千種和英君） 頼もしい限りだと思います。

加えて、先ほど、課長が言われたように、当然、サンプル数というのが、もっと増えることが前提条件になると思うのですけれども、そういった中で、先ほどの体力測定の結果のみならず、その後、サンプルが増えた後に、それこそ、医療費でありますとか、社会福祉、そういった費用のほうで、こういった推移になったのかというようなことも検証、データ化して発表したりしたらいかなものかなと思うのですけれども、そのへん、見解どうでしょうか。

[高年介護課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） お答えいたします。

当然、これをやっている目的は、介護給付費の抑制につながればということで、それが最初の目標でございますので、そういったことも当然、やりたいと思うのですが、現在も介護給付費の伸びというのは、予算委員会でも申しあげたのですが、佐用町では合併以降、単純平均で 4.3 パーセント、加重平均では 5.3 パーセントということで、伸びてきておるわけでございます。

しかしながら、最近を見ますと、26 年度が 3.1 パーセント、27 年度が 2.9 パーセントということで、全体の平均と比べても低いですし、この 2 年については下がっているということで、徐々にその効果があらわれているのではないかなというふうには感じておるところでございますが、また、28 年度の決算をみないと、そのへんははっきりしたこと言えないと思いますので、千種議員ご指摘のように最終的には、医療費、介護給付費の節減につながればなということで、行っていききたいと、かように思います。以上でございます。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 説明ではないのですけれども、考え方として、今、高年介護課長申しあげましたように、介護、医療費、これの抑制に、当然、つながっていく取り組み、このことが将来、佐用町としても、こうした社会保障費、医療費が大きく伸びている中で、

先ほど、千種議員もお話、質問の時にも指摘がありましたように、今後の町の財政上の運営からも大きな課題だという認識で取り組んでいるわけです。

ただ、具体的には、今、いきいき百歳体操とか、頭と体の認証、予防の教室とかという2つしか、例として挙げていただいておりますけれども、これは、もっともっと、例えば、総合的に一番体をつくる健康の基本である食事の面ですね、そうした面でも、しっかりと健康的な食事をきちっととるといふ、摂取して、体の免疫力を高めるといふ、これは高齢者だけではなくて、やはり子供から全員、みんなそういう健康づくりといふのを、町民みんなの健康づくりに取り組まないといふだといふふうには思っております。

それと、1年でも健康寿命を高めれば、1年間の医療費といふのは、何十億円といふ医療費になるわけです。ですから、その健康寿命を一人一人にとっても、非常に健康寿命を長くするといふこと自体が、そうした生活の面でも、みんな一番それが幸せな、豊かな生活を送る、基礎的な、基本的な、やっぱり条件ですから、こういう点で、町としては、今、栄養士等も、そうした健康づくり、それから体操、運動、外へ出て行って、皆さんとの交流をして、閉じこもりにならないように、そういう活動をするということによって、いわゆる健康寿命を延ばしていこうといふ取り組み、これを考えながら進めているといふこと、このことを1つ町民皆さんに、ぜひよく意欲を持って、そういう取り組みをしているといふことを、一人一人が考えていただきたいなといふことをお願いしたいと思っております。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい。

2番（千種和英君） そうですね、地域住民の方々の健康増進、医療費、介護給付費の抑制はもちろんのこと、そういった取り組みをすることによって、地域力が強化されている。先ほど言われましたように、自主的にふれあい喫茶等を同時並行に開催されているといふことを、本当に地域の力が強化できるといふことを期待して、この質問を終わらせていただきます。

2点目の質問でございます。

中学校における部活動の実施方針はということで、質問をさせていただきます。

平成27年6月議会で前教育長に対して同様の質問をさせていただきました。当時と教育長がかわられたので、現教育長に改めて同じ質問をさせていただきます。

本町において、町長の人口減少対策、子育て支援対策を最重要課題と位置づけられていること、具体的には、小中学校の児童・生徒への副教材費支援としての商品券の給付、地産地消促進・農業振興を目指しながらの給食費の負担軽減。第2子以降の保育料・学童保育料の無料化などの積極的な施策については高く評価させていただくとともに子育て世代の親の一人として、また地元事業者の一人として感謝をしております。

ただ、それ以外にも課題があると感じております。その中の中学校の部活動について、教育長のお考えをお尋ねしたいと思います。

現在、町内の4校の中学校では生徒数の減少から、部活動の種目が制限されております。今年度も廃部となった種目があると聞いておりますその結果、区域外就学をしている生徒があります。

そこで、以下の項目についてお尋ねをいたします。

ア、本町における区域外就学の人数の推移。

イ、本町における今後の中学校部活動の実施方針。

ウ、住民、生徒・親の要望と児童・生徒の社会体育の参加状況の把握。

- エ、部活動を外部委託する場合の課題。
 - オ、部活動と社会体育との連携の可能性。
 - カ、現状を踏まえた意見交換・状況説明会開催の是非。
- 以上、よろしく願いいたします。

議長（岡本安夫君） 教育長、答弁をお願いします。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） 失礼いたします。

それでは、千種議員からの質問に対してお答えさせていただきたいと思えます。

中学校における部活動の実施方針はとのご質問でございますが、まず、本町における区域就学の人数の推移についてというご質問がありました。

昨日の加古原議員からのご質問でお答えさせていただきましたように、平成 26 年度は 7 人、平成 27 年度は 9 人、平成 28 年度は 12 人と年々増加の傾向にはあります。

次に、本町における今後の部活動の実施方針についてですが、部活動は、学校教育の一環として、教科等の教育課程との関連を図りながら、生徒の自主的、自発的な参加により行われるもので、スポーツや文化及び科学等に親しませて、学習意欲の向上や責任感、連帯感を育むものである。ということで、学校において創意工夫しながら継続したいと、このようには考えております。

次に、住民、生徒・親の要望と児童・生徒の社会体育の参加状況についてですが、各校では、現在ある部活動以外の部の新設、継続についての要望等、生徒や保護者からの、いろいろお聞きしているところですが、新設に当たっては、生徒の減少から考えまして、非常に難しい状況にあるというように、お話をし、理解をいただいているところでございます。

現在、学校の部活動のかわりとして社会体育、部活動は全くしなくなって、社会体育へ行きますよという確約をとっての参加者数ですけども、4 中学校合わせて 10 名おります。

次に、部活動を外部委託する場合の課題についてのご質問ですが、学校教育の第一義は、各教科をはじめとする教育課程の実施でございます。学校行事等の関係で日程の変更が非常に多くあり、夏場こそ 2 時間弱の練習時間がありますが、これも昨日申しましたように、冬場は、約 20 分ほどという練習時間ということになりますので、時間を確保することが非常に難しい状況です。こういったさまざまな時間に対応いただけることが必要となりますので、その点が外部委託する場合の一番の課題ではないかなというように思っております。

次に、部活動と社会体育との連携の可能性についてのご質問ですけども、指導者については、教職員以外の外部指導者の協力を得ることが認められるなど、少しずつではありますが、連携が広がっております。公式戦などへの参加については、制限もあるのが現状ですが、部活動では、単に体力や技術の向上、要するに勝利主義ではなくって、礼儀や言葉遣いを通して、それぞれの達成感、成就感など、コミュニケーションの力、そういったものを学ぶ場であると、私は、考えております。それらの教育的意義を十分に共有し、社会体育の体制が整えられていく中で、その連携の方法についても、今後、検討していく必要があるのではないかと思います。

また、中学校体育連盟とか、上部団体との調整があるのですが、昨日、文科省のほうから通知がありまして、部活動職員を学校職員にという通知がありました。こういったことを踏まえて、だからすぐにできるかという、なかなか、ここにもさらに課題が山積して

おりますので、検討が十分必要ではないかというふうに考えております。

現状を踏まえた意見交換・状況説明等の是非についてのご質問ですが、教育委員会として、町全体での説明会というようなものを意味されているのであれば、現時点では考えておりません。各中学校の現状については、各学校の関係の校長のほうから報告をいただいております。そして、関係校長間での協議をしております。

しかしながら、現状では、部活動運営は中学校の実情に応じて行っておりますし、中学校のそれぞれの校長に任せておりますので、それぞれが全体が集まってどうのこうのということは、今のところは考えておりません。

ただ、こういう区域外就学であるとか社会体育への参加というものがありますので、個々のニーズに少しでもお答えできるようにはしていきたいと、このように考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 昨日の加古原議員の質問とほぼ同意ですので、数字等々については承知をしております。

ただ、今日、僕のほうが言わせていただこうと思いましたが、区域外就学の人数について、把握をされておりますけれども、実は、そういった予備軍という方もたくさんいらっしゃるという声を聞きます。

通学等々、やはり困難なために断念はしていますけれども、できることなら、そうでもしたいなということもあるという声を聞きますけれども、そういった潜在的なニーズがあるというような認識はお持ちでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） これまでもそうでしたけど、私のほうにも情報は入っておりますので…、全体の人数まではわかりません。ある程度は把握しております。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 区域外就学と、先ほども説明していただきました、現在、部活動に所属せず、社会体育、クラブチーム等に所属している人数ですね、10名ということだったのでけれども、これに対しては、教育委員会、学校側も寛容な対応をいただいていることには、感謝をしております。

これは、やっぱり区域外就学ではないにしろ、その協議を続けたいというための手段としてとられているのだと思います。

昨日の加古原議員の答弁の中にありましたけれども、教育長は、佐用高校のサッカー部が、昨年度非常によく頑張ったと。中学校ではない競技ではあったけれども、高校のサッカー部で県ベスト8に進出をされたと言われたのですけれども、これに対して、中学校時

代にたつの市のクラブチームに、ほとんどの選手が参加をして、その結果で、そういうことだったというふうに聞いております。

部活動の設置については、中学校の裁量であるということは、間違いありません。決定は中学校にあるのですよね。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） はい、中学校のほうにあります。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 昨日も、現状を聞いております。以前からも僕、教育長にも、いろんなお話を伺っているのですけれども、やはりそうなりますと、現状を考えたところによりますと、やはり部活動としての設置というのは、現状では限界があるという現状は、よく理解をしております。

そこで、ちょっと、視点をかえさせていただけないかと思えます。生涯学習という視点から、生涯学習推進施策の体系に、推進目標として、佐用町生涯学習推進計画の生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興とあります。こういった視点から、新たな対応というのは検討はできないでしょうか。これの6ページに書いてあります。

青少年期であります。「地域」と「学校」、「家庭」が連携して、異世代交流やボランティア活動、スポーツイベントや文化事業への参画など、青少年が社会に関わる機会を提供する青少年育成関連事業を推進します。とあります。

学校だけで、やはり部活動として捉えると、やはり限界はあるのですけれども、何か新しい考え方として、地域で、そういった取り組みをして競技数を変えていこうというような思いは、学校管理の立場の教育長のほうと、生涯学習のほうの生涯学習課長、お二人からの意見をお伺いしたいのですけれども。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 学校の立場から話させてもらいます。今現在もそういった今、千種議員から質問のあったような形で、各クラブ、社会体育等がされていると、私は認識しております。ですから、今、10名の者が、それぞれ部活動ではない、社会体育のほうで活動している。このように捉えております。

ちなみに、ご存じのように、社会体育のほうにおきましては、ソフトが1人、それから水泳、サッカー、バドミントン、柔道、こういったものに参加をしております。

いずれも、この（聴取不能）のは、ソフトは別ですけれども、これまでの4中学校の中で部活動にはない部分ばかりですね。

今、町外に出ている分につきましても、バレーの子供たちは、それぞれ上月中へ現状は行っているわけなのです。それ以外の子は、全て町内にはなかったクラブなのです。子供

ばかりです。

ですから、部活動については、非常にその分で、バレーボールがしたいという子供たちが、かなり私のほうにも意見は聞いております。

それで、今現在戻りますけれども、社会体育として取り組んでいただくということになれば、それはありがたいし、大賛成しますが、ようは最初に申しましたように、学校教育を時間的なものも含めて、どう考えているか。そして、子供たちの、そこでのトラブルとか、非常に学校現場におると入っているのです。あそこであったことが、こっちへ入って来るのに、その後のフォローまでは、なかなか、社会体育のほうでは、できにくい。そういった部分が非常に多くあります。課題も山積しております。そういった現実から、非常に難しい面があるのではないかなということ、感じております。以上です。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（服部憲靖君） 生涯学習の立場からですけれども、先ほど議員言われました生涯学習推進計画の中での話ですけれども、この部分については、主に体育協会ですとか、それからスポーツクラブ 21、そういったところ、それとまた、各地域の地域づくり協議会の中でもレクリエーション的なスポーツ活動というのをさせていただいております。

それで、体育協会の中にも、現在、中学生を対象として受け入れているチームが 30 チームございます。種目にして 8 種目の競技で、中学生の方を受け入れますよということでの表明をしている加盟チーム、団体がございます。そういったところで、ぜひ活動していただくのは、いいのですけれども、やはり学校教育活動の一環として受け入れているという認識は、なかなか、それぞれのチーム持っておりませんので、昨日からの議題となっておりますような形での部活動の一環という形での受け入れというのは、まだ、ちょっと、そういう認識がないだけに、今後、そういう方向での受け入れを希望される場合は、各種目協会、団体等十分協議して、そういった方向で話を進めていきたいというふうに思います。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2 番（千種和英君） 先ほども出ました、私も気になっていましたのが、やっぱり体育協会であり、スポーツクラブ 21 という組織がございます。それに関しては、佐用町のほうも運営の補助でありますとか、施設利用料の減免ということで、運営を支援をされているのですけれども、やはり、そういった競技団体、そこで携わっていらっしゃる種目を運営されている方々との、住民の方々との連携というのも 1 つ策としては考えられるのではないかなと、僕自身は思っております。

そんな中で、先ほど、教育長の中の答弁にありました全体としての説明会の場合は、今、考えていないということなのですが、なかなか今、この現状というのが、保護者の方であり、生徒に伝わっていないのじゃないのかな。

それは、僕も、ちょうどその世代なので、そういった方々といろいろ話をさせていただくのですが、ちょっと一方通行になっている。保護者の方々も、それは言われるけれども、現実から言うと、人数では、指導者では無理ですよということも、やはり言われるので、

そういった方々と一度やはり現状、そして今後の取り組みについて、住民の方々と一緒になって話をします。行政側、当局側からの説明と言うよりは、お互いに膝を突き合わせて、現状と将来について、どうしていこうかと、それを教育委員会に、当局に全て任せるのじゃないに、そうすることによって、保護者の方々の責任がどうなってくるのかというようなことを話し合う機会というのが必要ではないかとは思いますが、今一度、それについて見解をお願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） これまでが、最初に申しましたように、部活動そのものを各学校任せにしてきたというのが、学校独自でそれぞれやってきておりましたので、学校の入学説明会であるとか、それから部活動の保護者会であるとか、そういったところで常に本校は、こういう部活をしますよという形で保護者と話をしてきたという経緯がありますので、私は、それで事済んでいたのかなという気はしておりました。

それで、全体的な要望でいう、なかなか難しいところがあって、合同でどうのこうのとか、交流はやりましょうという話は、これまでもあまりなかったもので、そういった千種議員からの話は、うわさがますます増えてくるようであれば、今後、検討する必要があるのかなということだと思います。以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） はい、ありがとうございます。

教育長とも先日も話をさせていただきました。生徒数もそうですよね。中学校1学年が、今現状で約140名、えっ？じゃなかったでしたっけ。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） お答えします。140人というのは、今の中学校3年生だけです。

これからずっと、10人ずつ減ってきますので、最大数を言われると、そのまま140人ではないと言わざるを得ないので。今年、卒業してしまうと、もう140人はありません。130人台、120人、110人、今の小学校においては100人です。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 千種議員。

2番（千種和英君） そうですね。140人から始まって、近い将来1学年が100人ぐらいになると。それを男女で半々にわけても50人ですよ。それが4校でどんなチームができますか。団体競技がというお話も聞かせていただきました。

そういったことも、今、要望のある少ない保護者の方々に、こうこう、こうですよというのじゃなしに、やはり、そういったことを現状を踏まえた上で、地域で競技を残していくには、どうしていこうか。それには、当局だけではなしに、地域の方々の協議の大好きな、種目の大好きな住民の方々の協力も必要なのですよ。

ですから、それをするには、それだけの責任が発生しますよというようなことを、話し合った上で、種目が残せるのか、残せないのかというふうな形でしていかないと、今現状で、要望に来られた方に、人数のことであったり、昨日も言われました、当然、物理的にわかるのですよね。先生の数が限られている中で、1つの部活に2つずつつけていくと、当然、種目は限られていますよということなのですけれども、そういったことも、お互いに理解をした上で、じゃあ部活動なのか。社会体育なのか。本当に、その種目が継続できるのかというようなことですので、理解をしあいながら、何か可能性があるところは、当然、探っていく。そこで不可能な場合には、やはりそれは辛抱するしかないという形で、今後、進めていただきたいと思うのですけれども、もう一度、答弁をいただきたい。よろしくをお願いします。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 私も、バレーボールのほうにずっとかかわってきた関係がありまして、バレーボールのチームを中学校からなくすことに対して、いろんな方から、保護者を含めて相談がありました。何とかならないかということ、これまでも再三お聞きしております。

その中で、私が、一番、その方たちに話したことは、言ってこられた方に、あなたの子供さんがおられる間は責任持ってされるでしょうけれども、卒業した途端に知らんと逃げてないですかと言ったら、今まで来られた方は、誰も、それはなということ、全部逃げられました。

それで、部活動という立場で考えますと、やはり短期ではないのですよね。その子がおる間だけ、うちの子がおる間だけはするけども、その後は知らないというようなものでは、私は、ないと思っています。

そうやって、ボンボン、ボンボン、いろんなのが毎年毎年、コロコロつくりかえられていくようなものでもない。ある程度、その中には、伝統があり、先輩から受け継いだという、そういったものも部活動には多分にあると、私は思っておりますので、ですから、そういった形を今までの中で、何度も経験しているために、そういう話、次のステップで、じゃあ合同でという話には至らなかったという経緯が、私の中にはあります。

ですから、これまではしてこなかった。話には乗ってこなかった。学校でやってもらっている、今の部活を優先するということでした。

最初にも申しましたように、昨日、文科省のほうから、そういった形で外部担当者につきましても部活動職員を学校職員にというような形で、そして、この4月1日より、全国でやっていくと。それを受けて、中体連等も考えていくというようなコメントが出ましたので、これまでネックになっていたのが中体連とか、高体連とか、そういう上部団体がどうしても外部の指導者であれば出場させないとうような、そういう動きでしたので、この部分が緩和されれば、また、ある意味で違った形ができてくるかもわかりません。課題は多いですけれども。その点については、今後、教育委員会としても4中学校の校長等通じて、検討を加えていきたいと思えます。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 千種議員。

2番（千種和英君） そうですね。先ほどの答弁、おっしゃるとおりだと思います。

子供たちに、今の感情だけで、1年、2年で何かをしてくれというのも、僕も要求するつもりはありません。やはり、継続的に指導ができる体制が、それが、先ほど言いましたように、学校だけなのか。ひょっとしたら、地域の方々、そういった種目が大好きな方々の支援をいただきながら地域として育てていけるのか、その結果として、その競技がこの地域で根ざしたものになりますよというふうになる可能性があるのじゃないかなという形で、今回も質問をさせていただいております。

一番、やはり課題は生徒数が少ない。チームをつくったけれども選手もいないというのが、一番の課題でございます。

それが、社会体育になることによって、ひょっとすれば、可能としては、近隣から、その選手を集められるようなことができるのではないかとか、いろんな夢を持ったスポーツ、競技の確保というのを、私は目指しております。

最後のほうに言いましたけれども、何とか、地域の方々と一緒になって、何か、これに対して対応策ができるのじゃないかなという、そういった意見交換であり、情報の共有ができること、そして、その結果として、今、この佐用で生まれ育っている若者たちが、自分たちの好きな種目を続けられる。また、それを支えられる住民の方々が、この地域で生きがいを持って住まれるようなこと、それをスポーツ振興という立場で、学校の部活動だけじゃなしに、そういった形で取り組んでいただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡本安夫君） 千種和英君の発言は終わりました。

続いて、4番、廣利一志君の発言を許可します。

〔4番 廣利一志君 登壇〕

4番（廣利一志君） 4番議席、廣利でございます。

今日は、非正規職員の皆さんの待遇改善をということで、町長の見解を問うてまいります。

佐用町の合併以後の役場職員数の推移を見ますと、正規職員と非正規の職員とでは大きな違いとなっていることがわかります。

正規職員の場合、平成17年414名、平成22年365名、平成28年258名と、414名が258名というふうになっております。

それに対して非正規職員の皆さんの場合は、平成17年172名、平成22年228名、平成28年211名、172名が211名というふうになっております。

以上のように正規職員の減少に必ずしも非正規職員数が増大、非正規の職員の皆さんの働きなしで、行政サービスを維持することができない現状があります。

問題は、非正規職員の皆さんの「声なき声」を現場に赴き直接お聞きするというをしているのかな、あるいは、正規職員と同じ仕事をこなしながら、非正規職員ということで、なぜ大きな待遇の差となっているのか、そんなことを明らかにしながら、早急な待遇の改善を求めたいというふうに思います。

保育士の場合、未満児保育の対象が増え、昼休みもまともに取れない状況が以前にも増して続いております。保育士の追加募集をしているが非正規が中心であり、正規職員の補充で抜本策を検討する考えはあるか、町長のお考えをお聞きします。

また、非正規職員1人だけの職場について、安全上及び適正な休憩等が取得できているのか、見解をお聞きします。

以上のことと、さらに非正規職員全般にかかわることについて以下の項目について見解をお聞きいたします。

1番、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定、それに応ずる形での地方公務員の給与改定がありますが、非正規に対する適用を検討すべきだというふうに思いますが、町長の見解をお聞きします。

2番目、休暇については、正規、非正規にかかわらず取得できているのか。現状について、町長の見解をお尋ねいたします。

3番目、長年勤め、キャリアアップすることに対して賃金、昇格等でどう応えていくのか。そのことについて、町長の見解をお聞きします。

再質問につきましては、所定の席からさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

役場職員の中での非正規職員の待遇改善をとということでございますが、まず、最初に、次々と具体的な例での特に保育園の保育士のところの具体的な例を挙げてのご質問が多いのですけれども、役場職員の中では、総合的な幅広い、こうした行政サービスを行う上で、保育士だけではなくて、現業的な職員、いろんなサービスの面で、その働き方を、いろいろと工夫しながら、非正規職員と言われる職員の方にも勤めていただいて、行政サービス、実際、全体を運営をしているところであります。

そういう中で合併後、そうした職員の働き方と雇用形態を工夫しながら、そうした待遇の改善にも努めてきたところでございます。

まず最初に、保育士の追加募集をしているが非正規が中心であり、正規職員の補充で抜本策を検討する考えはないかということでございますが、議員もご存じのとおり、本町では合併以後、第1次、第2次、第3次という形で年次的に職員の定員管理計画を策定をいたしまして、職員の削減を計画的に行ってまいりました。その結果、平成17年の合併当初、正規職員としては414名でございましたが、平成28年4月には258名ということで、156名の削減になっております。

そういう中であって、平成26年度には、保育園におきましては、新佐用保育園、新利神保育園、そして、平成27年度の新上月保育園、そして、来月4月から開園の新南光保育園など、保育園等におきましても規模適正化、統廃合を行って、当初合併時ありました12園から、この4月で6園になる予定になりました。そういう状況になっております。

そういうことは、当然、園長におきましても、また、各園の全体のクラス数におきましても、大きく減少、削減ができるわけでありまして。しかし、そうした中で、本来なら、職員も、そうした一般のいろいろな職場での職員の状況から見ても、保育園につきましても、職員の職員数が減少をするだろうというのが、一般的な見方なのですけれども、しかし、保育園におきましては、保育の充実、延長保育とか、また、そうした未満児等の受け入れ、そうした保育サービスの充実を図っていく中で、職員数については、削減をしてきていな

いという現状でございます。

現時点での保育園における職員配置状況でございますが、児童福祉法第 45 条に基づく保育所の職員配置基準によりますと、ゼロ歳児、乳児につきましては 3 人に 1 人、また、1、2 歳児、幼児については 6 人に 1 人、3 歳児については 20 人に 1 人、それから 4 歳、5 歳児については 30 人に 1 人という 1 つの基準になっておりまして、当然、本町におきましては、そうした基準においては、充足をした配置というふうになっております。

その上で、さらなる保育の充実を図るために、平日及び土曜日の保育時間の延長、未満児保育などに対応するために、平成 26 年度以降は正規保育士の削減はいたしておりません。そして、当然のことでございますが、なおかつ 29 年度には、2 人を増員という形で正規職員を採用することといたしております。

そういうことで、当然のことでございますが、職員配置基準どおりでは、必要とする保育は実際にできませんので、正規保育士の補助的な事務及び業務を非常勤保育士で対応をしているところでございます。

また、この正職員の中にも、当然、若い職員がたくさんおります。そういう職員におきましても結婚、出産、そういう中で、当然、出産休暇、また、育児休暇、最近では長い職員は、3 年間の育児休暇を育児休暇という形でとっております。

そうした職員が、当然、その定数の中には、職員の数の中におりますので、その職員の業務を補充するという形で、非正規職員の採用をしているということでもあります。

また、未満児や特別に支援を必要とする幼児の人数等、これは当然、毎年、変動があります。そういうことで、先ほどの正規職員の休業、育児休暇等、また、そうした未満児等の状況、そういう中で、毎年の変動を調整するためにも全ての職員を正規保育士で対応することはできないわけでありまして。

また、本町全体の職員数におきましても、第 3 次佐用町定員適正化計画に基づきまして、平成 33 年度までには、職員数を 250 人基準にしたいということで、今、考えております。

また、若干、将来の佐用町の財政規模からして、それぐらいの職員に削減をしていく必要があるだろうというふうを考えているわけでありまして、ただ、行政需要は、非常に次々と増えております。

先ほどのご質問にありました、医療費、介護費等の抑制においても、そうした町民の皆さんの健康づくり 1 つにしても、やっぱりそうした指導をしていく保健師、看護師、そういう職員の専門職というの、逆に増やしていかなきゃいけないというような状況にもあるわけでありまして。

そういう中であって、保育士におきましても、今後、当面、今の状況の中では、削減をするという考えはございません。

次に、非正規職員 1 人だけの職場について、安全上、適正な休憩等が取得できているのかということでございますが、非正規職員 1 人だけの職場といたしましては、主に学校用務員、それから、保育園の調理員、また、施設として中安ふれあいセンター等でございますが、いずれの職場におきましても、業務内容といたしましては、常に業務に従事するというものではありませんので、個々において休憩等は、当然、取得ができていますものと考えております。

次に、人事院勧告に基づく昇給の非正規に対する適用を検討すべきと思うが、その見解はということでございますが、合併以後、平成 22 年度までの賃金につきましては、旧町からの賃金を継続しており、旧町ごとに賃金体系が異なっておりました。これを平成 23 年 4 月から法律に基づく統一的な運営を図るために、非正規職員につきましては、地方公務員法第 22 条に基づく臨時職員としての位置づけから、地方公務員法第 17 条に基づく非常勤職員としての位置づけに変更をしたところであります。あわせて、非常勤職員の賃金

につきましても統一をしております。

平成 23 年 9 月からの人事院勧告において、正規職員の給与が減額となったことを受けて、当然、そういう人事院勧告から出ました、そういう勧告に基づいて増額であっても減額であっても、それに従って、職員としては給与の改定を行ってきたわけであります。

しかし、当初、当然、非常勤職員の賃金も減額改定をする予定といたしておりましたけれども、労働組合との協議によりまして、非常勤職員の処遇については、減額をしないということで、実施はいたしておりません。

以後、人事院勧告による給与改定があった場合につきましても、非常勤職員については、賃金改定は行わないという形であります。

また、非常勤保育士の時間給につきましても、本町と近隣の市町もこうして…、近隣の市町におきましても、そうした非常勤保育士というのは、たくさん採用されております。そうした近隣の市町との比較をしてみたところ、本町の場合は、時間給としては 1,299 円という数字が平均して出ます。近隣市町の場合には、これが 1,000 円から 1,300 円ぐらいですから、佐用町としては賃金におきましては、本町としての待遇は、近隣の市町と比べて、特に遜色はない。逆に高いところが多いというふうに考えております。

次に、休暇につきましても、正規、非正規にかかわらず取得ができるのかということですが、正規職員の休暇といたしましては、これは、当然、年次休暇、また、病気の場合は特別な休暇、それから、特別休暇として、忌引き休暇、夏季休暇、また、介護休暇、組合休暇というのがございます。

27 年度の正規職員の年次休暇取得日数が 6.3 日、個人によって、かなり差があるのですが、平均しますと 6.3 日でありました。非常勤職員に、そうした休暇を、当然、与えております。その取得状況につきましても、忌引きとか、言いました特別休暇、夏季休暇等は除いて、通常の年次休暇につきましても、取得日数が、8.4 日と、正規職員よりかは、平均すれば多くの休暇等を取得しているという状況になっております。

職員の労務管理につきましても、大枠は総務課において条例、規則等で規定をしております。その中で基本的には、所属部署において担う形になっておりますので、それぞれの職場において、それぞれ適正に管理をされているものと考えております。

最後に、長年勤め、キャリアアップすることに対しての賃金、昇格等でどう応えるのかということですが、非常勤職員の基本は、正規職員の事務及び業務補助であるということであります。任用期間は、1 年と規定しており、将来的な雇用も担保はされておられません。本来、事務及び業務補助という性質上、勤務年数に応じてスキルがアップし、経験値が増し、業務の質が向上するというものではないわけではあります。実態といたしましては、公共サービスの増大にともない、事務量が増え、正規職員を削減する中で、非常勤職員が正規職員の事務及び業務を代替的に行わざるを得ない状況にあることが実態であります。

特に、保育士においては、正規保育士と同様の保育士資格を有しており正規保育士と同じような業務を行っておりますので、町といたしましても、新人をゼロから育てるよりも経験を持った非常勤保育士を雇い続けたほうが、業務の、保育の質が下がらないというメリットもあるわけであります。

従いまして、そうした状況を鑑みて、勤務年数におきまして、10 年以上の長期の勤務していただいている方もおられますので、本町の非常勤職員の賃金といたしましては、経験年数を加味して、1 号級から 4 号級までありまして、経験年数が長くなれば号給が上がるという賃金体系を取っております。賃金月額が増額という形になります。その点が、非常勤職員における昇給制度で、制度という形で、実態として、そういう適用を行っておるということでもあります。

ただし、時間給及び日額という形でのパート的な職員については、在職年数を加味した、そうした制度はありません。

また、正規職員は、主導的な立場で業務を行い、行政職員として現場での対応、施設運営、町の施策の推進にかかわっておりますので、非常勤職員とは、責任の範囲が、当然、異なっているわけであります。その点において、当然、給与に差があるという形になるというものと考えているわけであります。

廣利議員のご指摘では、同一労働同一賃金を、当然、目指して、正規職員と非正規職員の待遇差をなくすべきものであるというふうに考えられているということは、察するわけでありますが、今後におきましても、国や周辺自治体の動向を見ながら、賃金の見直しも含めて、必要に応じて適切な対処をしてまいりたいと考えておりますし、また、働いていただいている方々におきましても、そうした、非正規として扶養とか、そういう面での関係の中で、そうした働き方を望まれている方も、当然、いらっしゃいます。

なかなか一律には対応できないということと、また、法律的な面があります。そういう面をクリアしながら、非正規の方も安定して、安心して継続して働いていただけるような、そういう町としての制度、取り組みを行っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、この場でのご質問に対する答弁とさせていただきます。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 私も全部、皆さんに、非正規の方にお話が聞けたわけではないのですけれども、各職場に行かせていただきまして、秋から皆さんの声を聞かせていただきました。

早朝、7時に保育園に行きまして登園状況、あるいは保育士さんの勤務の状況についても見させていただきました。そういう声が、やはり届いていないのかなというところがありまして、今回、幾つか質問をさせていただきます。

町長言われましたように、当然、保育士という形で取り上げていますけれども、保育士さんだけではありません。非正規の方は。

教育長に1つ確認をさせていただきたいのですけれども、昨日の答弁で、小学校、学校への読み聞かせのことで、図書館司書が学校が200日授業があるうちの90日行っているということで、その効用、効果の評価するということと、それから、さらに学校図書館の言葉は、ちょっと違いますけれども、連携でさらに深めたいというようなことで、私は取ったのですけれども、そのことが、そういう形でよかったのかということと…。

この図書館司書の方たちとお話はされたことがありますでしょうか。この読み聞かせのことについて。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 当然、図書館にも、しょっちゅう行きますので、図書館司書の方とは話しております。その現状で、いろいろ情報交換もしておるつもりでございます。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 図書館は、館長含めて6名ですけれども、館長が図書館司書ではありませんけれども、後が図書館司書。それで、司書教諭も確か2名持っているということで、5名のうち4名が実は非正規ということで、また、最後でお聞きしますので、よろしくをお願いします。

それで、町長に確認をしたいというか、いうことがあります。

1つは、働く環境が変わってきていると。これは、新聞テレビでも、いろんなことが報道されています。あるいは政府の予算も29年度変わるということが言われています。

それで、象徴的なのは、電通の過労死の問題であるだろうし、ここ最近言われているのは、宅配の業者が指定日に運ばないというようなことがありました。

あるいは、数日前にオリエンタルランド、ディズニーランドですね、2万人のアルバイト、パート職員を正社員にするという話がありました。

それで、政府の29年度の大きなテーマは働き方の改革と。これは、言ってみれば、基本給の較差の縮小ということを行っているのですね。

それで、こういう現状について、これはいろんな事情があります。要するに、日本の全体の人口が減り始めている。働く人が少なくなっている。少子高齢化。定年延長。これは、要するに、この民間の状況を踏まえて人事院勧告というのがされるわけですから、そういう全体の、こういう働き方の環境が変わっているということについての認識と、町長の見解を、まず、お聞きしたいなというふうに思います。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、廣利議員お話のように、そのとおりでと思います。

この働き方の環境というよりか、その状況を、社会状況が変わってきているということです。それは、人口減少によって、労働者不足ですね。もう本当に10年ぐらい前とだったらさまざま変わりってきているわけです。

昔であれば、地域に働く場所がない、そういう本当に失業者が多かったということであり、また、学校を卒業した新卒者においても、なかなか就職ができない。就職浪人という人が、たくさん全体にあふれていたという、そういう時代から、もう働く手がない。労働者不足、皆さん、それを安定的に確保するために、そうなってくると、需要と供給の1つのある意味では関係の中で、そうした処遇待遇を改善しながら労働力を安定的に確保するというのが、各民間会社においてもそうですし、各団体、いろんな職場において、そういう取り組みがされております。

もう1つは、やっぱり社会保障的な関係の中で、年金支給をする年齢が、どんどんと上がって来て、定年の延長のような形で、60歳定年して、あと年金というものが支給されていたのが、65歳からの年金という形で、じゃあその後、60歳定年になって、65歳からの年金の支給までの5年間、これをどうするかというところ、この点において、企業によっては定年延長という形をとられているし、再雇用という形をとり、また、60歳以上の、そういう年金が支給開始されるまでの間、そうした非正規職員の働き方をしなければならない。

だから、町におきましても、先ほど、正規職員は少なくなっているけれども、非正規職員については、逆に増えている。それは、行政サービスのいろんな増えている点の中で、そういう非正規的な職員の採用の中で、行政サービスの質を維持したり、また、それに対応していくということと同時に、そうした 60 歳以上の方の採用という形での非正規職員、そういう方も増えておりますし、これからは、もっともっと、そういう形が増えてくるというふうになると思います。

そういう意味で、社会全体が大きく労働環境というのが変わってきているということは、十分認識をいたしております。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 政府の 29 年度、今回予算組むのに、初めて非正規社員、職員のボーナス、賞与について、初めて触れているのですね。それで、有期雇用、パートにも貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならないというふうに明記して、ボーナス、期末手当について触れているわけですがけれども、正規職員と非正規職員の給与格差というところについては、これは要するにボーナスの差であると。

1 つ、これは労働政策研究・研修機構というところが出している資料ですので、これが当てはまるかどうかわかりませんが、要するに正規と非正規の年収差というのを出しているのですね。要するに日本の場合は非正規の給与というのは、正規の 56.6 パーセントと。言うことは、500 万円の正職員の方の年収ということで、比較が難しいですがけれども、非正規の方は、0.566 ですから、283 万円と。それで、この差はボーナスだということなのですね。佐用町の役場の正規職員、非正規職員の比較も、だいたいこんな感じになるのでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

4 番（廣利一志君） 詳しい数字はよろしいです。

町長（庵逄典章君） 廣利議員の、今ここで、これまでの経過というのは、詳しく言ったら非常に長いので、お話しませんけれども、ここでも、先ほど答弁させていただきましたように、合併後、いろいろな各旧町ごとに、そうした給与体系も違っていたわけです。それを、統一化すると同時に、当然、労基法上、非正規職員というのは、継続しては雇用できないという面があって、職員は、本来、1 年ごとに契約更新をしていくということなのですね。そういった中で、当時、非正規職員の方も、まずは、継続して安定した形で、職場で勤めたいという非常に強い要望が、当然、ありました。

それを実現、実際に、町としても、そうしていただいたほうが、継続、安定した、よく仕事に慣れて、よくわかった中で仕事をしていただけるということがあるのですね。それが法律的には違反になるというようなことで、じゃあどうするか。そういう中で、現在の非常勤の職員という地公法上の何条でしたか、17 条職員という形に、今、変えたわけですね。

その時に、この 17 条の職員にすれば、そうしたボーナスを支払うことができない。で

すから、それをじゃあ、どうするかということで、当然、その段階で、これまでの、いわゆる年間所得、年報を下げるということは、当然、できませんし、また、逆に、保育士等、専門職等において、処遇の改善もしたいということで、それをボーナスを、それまでは期末手当というのを、当然、それぞれ支給していました。その分を現在の月給、月給制にしたわけですね。昔は、月給じゃなくって日額で計算して、月払いをしていたのですけれども、そうした待遇としては、月給制にして、月の月給の中にボーナス分も含めた賃金という形で支払うということで、お話をさせていただいて、当然これは、当時の労働組合のほうとも説明をして、実際に年収としては下がらない。逆に、当時、処遇を統一する中で、保育士等においては、年収で、多分、30万円ぐらい上がったと。平均すると、もうちょっと下かな、高い人は30万円ぐらい上がったかな。長年勤めている人は、それぐらい上がりました。

それから、町としての、そうした人件費におきましても、当時、4,000万円余り、5,000万円近く人件費が一気に非正規職員分の人件費が上がりました。増額になりました。それぐらいの改定をしたわけです。

ですから、現在、確かに非正規との差というのが、社会全体としてはボーナスが支給されているか、されていないとか、その差というのは大きいとは思いますが、佐用町における、今の賃金体系、雇用の形態というのは、そういう経過を持って、今現在がありますので、丸々、じゃあ今の段階で、ボーナスを例えば支払うとこととなれば、本来の月給を、また、下げて、その分を期末のほうに回すという形になってしまうので、年収としては、そういう考え方で決めて、今、雇用を計画をしているということ、このことは、ちょっと、ほかのことは違うということをご理解をいただきたいと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） また、今の17条、総務省通達の17条、21年、26年の通達ですか、その件については、後ほど触れさせていただきます。

期末手当の件については、先ほど、今、言われた17条の対象の方については、期末手当は支給できない。

ただ、近隣は一時金という形で、正職員の方に比べると、金額は、当然、少ないのですけれども、たつのでいきますと、夏15日、冬15日。それから、姫路、夏が1.275カ月、冬が1.275カ月。明石は、ここは高いのですけれども、夏は1.9カ月。それから冬は2カ月。あと加西、加東、神河という形で期末手当というのは支給されているのですけれども、多分、同じように17条に該当する臨時の方ではないかなと思うのですが、違いますかね。

私も全部調べたわけではないのですけれども、近隣市は、こういう形で期末手当を支給しております。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あと、総務課長のほうからわかる範囲で答えさせますけれども、そういう期末手当を支給されているところ、されていない取り扱いの仕方、非常に、そのへん21年、22年ですか賃金改定、23年に改定をする時に、いろいろと私も職員と働いてい

ただいている方の、やっぱり気持ちは考えても、一般職員が期末手当が出ているのに、その時に期末手当が出ないというのは、非常にいかなものかと。できるだけ期末手当が払えるようにしたほうが良いということは思いました。

ただ、そういう法律上通達の中で、それが払えないということで、先ほど言ったように、それを全部期末手当分を月給に、賃金のほうに、給与のほうに振ったということでありまして、その神河とか近隣のとこと比べて、先ほど言いました年収ですね、全額、総額幾らぐらいになっているのか、そのへんも、ちょっと比較はしていただきたいと思います。

佐用町としては、先ほど申しましたように、ほかの賃金、時間給に換算しますと、近隣市町とも決して見劣りしないような、待遇にはして、そのへんは配慮をした形にはなっているというふうに思うのですけれども、今、ほかのところのわかりますか。

ちょっと、総務課長から答えさせます。

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 全部の市町は、ちょっと把握はしにくくございますけど、例えば、近隣市町でいいますと、やはり雇い方、職場に応じて、いろいろあるようでございます。

姫路市においても両方ございます。17条、22条採用、両方ございます。

それから、相生市は、だいたい22条関係です。職場の状況が、いろいろあろうかと思えます。

たつの市も22条関係が多ございます。

太子は、両方ございます。17条と。

それで、加西市も両方、それぞれ採用の内容が出てきております。

それから、今、先ほどから出ております期末手当の関係でございますけど、議員おっしゃいますように21年の時の通達関係から佐用町のほうも、いろいろ協議をしたみたいでございまして。その中で、22年、23年のそれぞれの労使との協議の中で、通達に基づき佐用町として最善の採用更新をとろうということで、22条関係から17条の非常勤職員としての採用をするということに変更させていただいて、その内容につきましては、先ほど、町長が説明していただいた内容で、賃金体系は整ったということでございます。

期末手当の関係でございますけど、当時からでございますが、今もでございます。

非正規公務員の採用の中に期末手当のことが、はっきり明確的に出ていないのですね。先ほど、政府3月7日の閣議決定のお話も議員されましたが、閣議決定で初めて、これを明記しようじゃないかと。なおかつ今国会に提出して、東京オリンピック2020年ございますが、2020年の4月には施行を目指そうということで閣議決定されました。

その内容につきましても、新聞に昨年末に出ておりました同一労働、同一賃金の提案を安倍首相のほうもされましたので、それに伴って政府のほうも決定したということでございますけど、これにつきましては、町のほうも、その動向を見ながら、賃金体系、それから期末手当につきましても国の動向、市町の動向において、これは慎重に対応はしていきたいというふうには考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 何か、春闘の季節ですので、労使交渉をやっているような感じがしないわけでもないのですけれども、そうであれ、各職場の声なき声を伝えていきたいとい

うことでもありますし、実態をやっぱり知っていただきたいなというのがあります。

給与の差の大きなところは、先ほど言いましたように、ボーナス、期末手当のところ、やっぱり大きいところがあります。

国の方針というのか、流れもこの先、変わっていかうとしておりますので、やはり働き方の改革というところについても、佐用町でも、やっぱりこれは、これだけやっぱり 200 名を超える非正規の方がおられますので、そのところについては、考えて、ぜひいってほしいというふうに思います。

それで、幾つか後、聞いてまいりますけれども、休暇につきましては、町長の答弁でも取得率については、正職員 6.3 日、それから非正規の方が 8.4 日ということで、この低いのがいいのかというところが、また、問題ですけれども、正の方の 6.3 日というのは、逆に言うと、やっぱりとらしていくというか、とってもらうというか、いうことも必要かなというふうに思うのですけれども、まず、非正規の方の忌引き休暇、忌引き、要するに職員の配偶者、親、子供、この忌引き休暇ですけれども、現在は、正職員の場合が 10 日だというふうに思うのですけれども、非正規の場合は、これ 5 日なのですね。これは、この差は、やっぱり私この忌引き休暇のところについては、同一で、どうして同一でないのかなというふうに思うのですけど、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その忌引きのところだけではなくて、やはり労働契約上、そうした職員、正職員として契約している職員と非正規職員、全体として、そうした差というのは、当然あるわけです。これまでもありました。

ですから、それについても実態として必要なものは、逆に待遇改善をしていくということで、これまでも待遇改善をしてきておりますし、この 4 月からは忌引き休暇についても 5 日間ということですが、7 日ということ、7 日与えるということで改定をすると、このへんは、労働組合としても回答をさせていただいております。

じゃあ、同じ 10 日でもいいじゃないかという話なのですけれども、ただ、正規職員におきまして、当然、今は土日休みですし、たくさんほかの、そうした休暇もありますので、忌引き休暇で 10 日あって 10 日とられる職員というのは、まずありません。昔のような葬儀とか、そういうものも簡略化もされている部分もあるのですけれども、実態としては、そういうことで、3 日、4 日ぐらいな休暇を皆さんとっているのが実態です。

そういう中で、非常勤職員については、配偶者、親、子供という一親等、これについては 5 日間を 7 日間にさせていただきますし、そのほか、夏休みとか特別休暇、病気休暇、年次休暇においても 1 年、当初から 5 日あって、それから 1 年目から 10 日間与えております。それから 1 年 1 年ずつと増えていくという形をとっておりますので、継続して勤務をされている職員にとっては、正規職員と同じ 20 日間の年次休暇も認めているというような、そういう形で処遇改善をしてきているわけでありまして。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 4 月から 5 日が 7 日になるということについて、4 年がかりの交渉

であったというふうに聞いております。

確かに、10日間、忌引き休暇をとるという人は、現実的には少ないのかもわかりませんが、制度として、やっぱりそういう形のものが必要なのかなというふうに思いますので、さらに、正職員と同様の形のものを、まず、忌引きのところから、休暇のところについては、考えてほしいなというふうに思います。

ちょっと、もう1回ボーナスの話に戻りますけれども、こんな話を聞きました。6月と12月にボーナスが支給されるということで、町民の方は、当然、正規、非正規という形のことについては、ご理解当然ないわけですから、町民の方から言われるのは、ボーナスが出てよかったね。たくさん出てよかったねという話を非正規の方が聞くと。それは、やっぱり一番辛い時だということを、話をされていました。それについて、いや、私は、非正規ですから出ていませんというふうには言わないけれども、そういう話があったのと。

私、現実には本当にそうなのかなと思うのですが、役場の職員の中でも、要するに非正規の方にも当然出ているというふうに思っているという方が、もしかしてあるのかなと。だから、そういうのが辛いという話を聞きました。それは、直接、そういう声を聞いたものですから、ここでちょっとお伝えし、町民の方にも、そういうことを、ちょっとご理解をしていただきたいなと思います。

給与のところで、年末年始の休暇というのが、12月28日御用納めで1月3日までが休みと、それで非正規の方のお給料、実は私、明細も見せていただいたのですが、1月の給料ってガクンと減ってしまうというのが、これが私は、よく理解できない。なぜ、こんなことが起きてしまう。

まあ、あんまり具体的な数字を言うとあれですけど、仮に15万円もらっている人が10万円台になるというようなことが現実としてあるのでしょうか。それは。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） どなたの、どういう状況の件でお聞きになったかわかりませんが、基本的に29時間以上、週116時間契約の方は月給制でございますので、その差はないものというふうに思っています。

ただ、29時間未満で、20時間の適用をされている方がございます。非常勤の20時間採用。そういう方につきましては、また、若干、日数によっても違いますので、休みがある時には増減等が出てくるかもわかりませんが、ただ、その方の状況の確認をしないと、何とも、ここでは言いようがない。ただ、個人の内容でございますので、なかなか議員にもお話がしにくいかと思っておりますので、その点は、ご了解願いたいと思います。

〔町長「制度として言わなあかんのんや。これは17条を受けてした時の制度として…」と呼ぶ〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） （聴取不能）、言うていいのかどうか、わからんけども、皆さんに理解していただかないと、そういうふうなことがあるというふうになれば、非常に勤めている方も生活上、安定した生活もできないということになるのですけれども、先ほど、非常勤職員という形にして、17条の適用を受ける。このメリットというのは、こうして後の仕事を継続して働きたいという希望があれば、継続して、町としての契約ができると、一

且切らずに、そういうことですね。その時に、それは週 29 時間という中で働くという条件なのですね。

ただ、週 29 時間ということになりますと、当然、そこで算定される給与というのは、月額というのは、低くなるわけです。非常勤ですから。ですけれども、これまでずっと勤めていた方にとっては、フルで当然働いてしたい。フルで働けるように、後残りの週何時間、9時間ほどは、いわゆる超勤という形で支給をしているわけです。

だから、当然、月 22 日、23 日働いていただくということで、休暇がある時には、そういう 1 月とか長期がある時には、当然、働かないわけですから、その部分は、超勤は出せないのです。

ただ、通常の月の勤務においては、29 時間以上のとこの部分というのは、超勤で計算して、これまで働いてきた、フルで働いてきた分、それを保障をしているという、それによって、給与が下がらないようにしてきたということです。

ただ、その前の契約としては、これ月額じゃなくって、日額の計算して、先ほども、ちょっと話しましたがけれども、支給を現実しておりました。だから、固定したものがなかったのですね。

だから、逆に同じように、実際には休みがあれば、冬休み長期休暇なんかがあれば、出ていなかったら日額なので、グッと下がりよったんです。同じように下がっていたのは下がっていた。でも、今回のこの契約上は、そうした月額の 29 時間での契約は固定していますから下がることはない。

ただ、その上乘せとしての働く部分、これについては、月によって、若干差が出てくると。だから、長期の休暇があれば、その部分は低いと。給与は下がると、そういう制度で、今、運営をしている。

それは、やはり一番、働く側の方も、何とか継続して、きちっと安定して、不安のないようにして働けるような環境にしてほしいということをかなえるための制度ということで取り入れたところであります。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 私が聞いた方も 1 人ではありません。そんなふうにおっしゃっているのは。何名もの方が、そんなふうにおっしゃっていますので、やはり、その 1 年の任期雇用なのだけれども、その言われた方たちは、20 年とかお勤めの方です。それで、そんなふうには 1 月の給料の時には、そんなふうになる。

だから、私もそんな話を聞いて、それは、びっくりしたのですけれども、今、ちょっと説明もありましたけれども、そのあたりが、ちょっと非正規の方に、そういう話がきちんと説明し、理解をしていただいているのか、そのあたりも、ちょっとあれですけれども、何かやっぱり、そのあたりが、1 月の給料の時には、そんなことを感じるという話を聞きました。

それで、働き方改革というところで、いろんな保育士さんは、基本というか、保育士資格というのが必要。先ほども図書館の方、館長のぞいて、図書館司書ということ。

それから、調理師の方も、そういう調理師という形であると。

ほかにも、いろいろ、そういう資格があると思うのですけれども、これちょっと、コピーをいただいたのですけれども、任用内容通知書というのを非正規の方には、年度がわりですか、要するに労働条件について書かれたものを渡すという形で、旧来は、これ労働契

約書だったはずなのですけれども、要するに署名捺印をすると。それ今、そういうふうになっていないのですけれども、任用内容通知書というのを渡すような形でなっているわけですけれども、先ほど言いました、保育士さん全員が保育士資格ということで、保育士手当というのは支給をされているのですけれども、保育士手当というのは支給されているのですよね。ところが非正規の方には出ていない。

それから、図書館司書は、司書手当ってないのですよね。

そのあたりについては、このことを言うことで、じゃあ保育士手当をなくしてしまえということになったら、私は、やぶ蛇なので言うのを、ちょっとためらったのですけれども、それは、長年勤めて、あるいは、そういう資格を持って来られたという形で、それに見合う形というのは、必要ではないかなと思うのですが、いかがですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これも、これまで昔と違いますか、以前、どこの自治体においても、いろんな手当、手当という形で、かなりどんどんと手当が増えていた時代があります。

ただ、こういうことが、市民や町民からの非常に批判もあって、当然、資格を持って、仕事をしているわけじゃないかと。その資格手当を別に、それは給与の中に、当然、入っているものであって、そうした別個の資格手当を出すこと自体は二重じゃないかというような批判が全国的にもいろいろとあって、国からの通達とか、いろんな面でも、そういう資格手当というものを、本来なくしていくということで、だんだんとなくなっていきました。

いろんな手当が現業の現場なんかでもあったのですけれども、その中で保育士の部分だけについては、まだ残っているということで、本来は、これもなくすということが、ほかの手当と比較すれば、なぜじゃあ保育士だけは残っているのかという話にもなってしまうのですけれども、今後、先ほど、お話のように、非常に労働力不足になります。

それから、保育内容も、これまでの保育園というのは、基本的には3歳以上の幼児教育も含めた保育もしているわけでありまして、そういう中から保育士という、当然、資格は必要ですし、そういう専門的な知識も必要なのですけれども、未満児、それも今現在、佐用町8カ月からという乳児ですね、こういう乳児なんかの保育をするという上では、そうした保育士資格がなくても、実態としては、民間の施設でも、みな業務に当たっているわけです。

だから、町としても、前にも申し上げましたように、これだけ保育士も確保できない。しかし、実態として、そうした乳児なんかも預からなきゃいけない。育児経験のある、子育て経験のある方を資格がなくても採用していく必要があるだろうということを考えているわけです。

そうした中で、現場において、資格というものと、資格を持った人が全体を管理するという立場での資格に対する資格であって、こういうものを残すとすれば、当然、そうした臨職の方にも資格手当という形を支給していくということも、考え方としては、変えていかなきゃいけない時がくるかなという思いはしますけれども、今の段階では、資格手当そのものをなくそうという中でできておりますから、臨職には出しておりません。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 当然、ここで決められるものではありませんし、町民の方のご理解がないと、それは、当然そうなのですけれども、大きな流れの中にあります働き方を変えていこうという中にありまして、どうして、正規の募集があるのに、非正規の保育士の皆さんが募集に応じないのかという話も聞きました。

あるいは、南光でずっと、10何年続けておられる年長さんの、今度1年生をお祝いする会というのを10何年続けておられる。そこに先日、大学生2人が来ておまして、保育士を目指すと。1人は、佐用町出身の大学生ですけれども、佐用町で保育士にならないということを、はっきり言われて、やっぱり目指すのは、明石とか神戸というふうに言われると、やはり何か、やっぱり、そういう待遇のところ、大きな差があったりするのかなということを感じたわけですが、町長が言われるように、ここで決められませんので、これは少し時間かけてでしろうし、町民の皆さんのご理解がないとできないのですけれども、やはりそういう、保育士手当というような形のものについて、また、非正規も同様とか、あるいは図書館司書の方とか、調理師の方とか、いろいろたくさんありますので、それは1つ、また、これから大きな流れの中にあって考えていく1つの検討の材料にしていきたいなというふうに思います。

先ほど、ちょっと触れました。任用内容通知書というのが、これが1枚もので職名が非常勤職員と、雇用形態非常勤と。何時から何時まで働いて、この人の場合だったら、週29時間というふうなことが書かれて、基本賃金が幾らと、等々ずっと労働条件について書かれたものがあるわけですが、これが年度末なのか、年始初めなのか渡されるということなのですけれども、1年の任期で、秋ごろにだいたい所属長から来年も大丈夫？と、私から言わせると、もうちょっと、ちゃんと話してよという感じがするのですけれども、お互いそれで、大丈夫。要するに、次の1年も大丈夫ということのようですが、本来は、そこで、労働条件とか、きちっと、やっぱり立ち話で数分で大丈夫ということじゃなく、この内容について、本来はやっぱり話すべきではないかなと。

それこそ、非正規の方の生の声が、そこで聞けるのではないかなというふうに思うのですけど、そんなふうにするということは、申し訳ありません。各所属長の方がされていたら申し訳ないのですけれども、私が聞いたところでは、そんなふうにされていないので、そんなふうにしたほうがいいのかというふうに思うのです。いかがでしょう。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 今現在は、議員言われましたように、秋口に各所属長に対して、今言われますように、任用通知書に再任用あり得ると、希望される方の調査等を依頼しております。

それをもとに、各所属長、課長、園長等が、その対象の職員の方に対して、同一任用条件において来年度も引き続き職のほうが可能かどうかの、そこで確認をとっておると。

もし、そこで、議員言われますように、今の労働条件等々の意見がありましたら、毎日そこで、同じところで働いている職場には上司がいますので、その上司が尋ねていくのでありますので、その日だけではなくて、前後でも、いろいろ希望、改善等があれば、当然、お話が出ているかと思えますけど、その中で、改めて再任用は大丈夫でしょうかという確認を依頼し、その結果のもとで、4月1日で新年度再任用通知を渡しているというのが状

況ではないかと思っております。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 立ち話でしてということ、それ象徴的なのですけども、せめて、ちゃんと座って、その当たりを話してほしいなど。その条件については話してほしいし、そんな機会だから、要するに、今のボーナスの件も1月の給与の件も、もしかしたら出てくるのではないかなというふうに思います。

総務省の通達、26年通達で、要するに、結局、任期についての明記があって、結局、現実、1年1年の更新でやっているわけですけども、実態はフルタイム。要するに20年勤めておられると。このことについては、総務省のこの通達はだめですよと言っているのではないですかね。21年、26年通達は。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） そこを、やはり働いている方の、先ほど言いましたように、1年で再任用せずに、一旦、契約を切って、新たに募集をして、新たにまた、再度、新しく勤めていう形をとらずに、継続して、先ほど言いましたように、希望を聞いて、継続して勤めたいという要望があれば、再度継続した契約をしていくための1つの法律的な問題をクリアしていく方策として、こういう制度を、今、やっているわけです。

基本的には29時間で働いていただいておりますよと。残りの9時間、フルタイムの残りの分、だいたい週9時間部分については、例えば、14時に通常だったら終わるわけですけども、残りの1時間を超過勤務として、計算をして給与を支給をし、全体の給与総額としては、フルタイムの時と変わらないような総額を皆さんに保障をしているという形なのです。

だから、それがだめなんだと言われてしまうと、じゃあ切らなきやいけなくなる。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 実態、そういう形の中で20年という形の中で、そうすると、さっきの話に戻りますけれども、ボーナスの問題とか、あるいは資格等々のキャリアを積んで、それをやっぱり正當に評価していくというところは、やっぱりこれは必要なのではないかなというふうに思います。

それで、教育長、最初にお聞きした図書館司書が、学校への読み聞かせの訪問、年間90日と、これは私は、すごい評価もしますし、続けていってほしいと思うのですけれども、実態は、なかなか業務量というのが増えている実態がありますし、そういう声を聞かれておられるかどうかわかりませんが、まさにこれは、図書館司書というのは、まだまだ必要なのではないかな。

そういう形で学校訪問を全部の7校に行っているわけですから、いかがですか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 昨日も、その件で話させてもらった同じなのですけれども、今の気持ち、希望ですね、その図書館司書、町立の図書館の司書の方とも話をしております。館長とも話をしております。課長とも話をしております。その中で、今できる最大のことは、そういう学校訪問をしていただいていることを評価していただいたと同じように、我々も評価して、今後も継続してほしい。

ただ、これ以上、増やすとなると、当然のことながら、もう1人、雇用をしていただきたいという希望は聞いております。そんな状況です。

町長（庵邊典章君） それは、図書館司書の分野だけ、そうした学校訪問だけのところじゃなくて、どこのところにおいても、やはり、もっとやっぱり人、人員を増員して、もっと充実したサービスをしたい。やっている、そこに担当している人たちは、一生懸命そういうことでやってくれております。

だから、確かに、図書館司書においても、そうした取り組みを、もっともっとしたいという希望はありますし、そうなれば一番いいというのは、私もわかります。

ただ、それは一方では、どこを基準にして評価するかであって、全くそういうことが、昨日も申し上げましたけども、町立の図書館も持っていない町も全国にはたくさんあります。それから、持っていない、そうした学校訪問をしていない、そういう取り組みをしていないところも、当然、あるわけです。

だから、私は、やっぱり全体の、私の立場で見れば、先ほど言いましたように、職員、いろんな行政サービス、町民の皆さんへの必要な、いろんな幅広い業務を町もやっているわけです。その中で、やはり財政的な面においても、それを継続して、きちっと維持できるように、将来的に考えていかなきゃいけない。だから、職員数においても、もっともっと少なくしたらいいという意見もありますけども、何とか町の財政上の長期的な考え方から、250人ぐらい体制でやっていこうと。その中には、じゃあ、どこも増やしていくということが、そうどこの要望どおり増やしていくことは、逆にできない。

だから、今、図書館司書、これだけ正規の職員は1人です。確かに非正規でよく頑張ってくれています。でも、その中で、やれる範囲で、やっぱりやっていただかないと、これだけやったらいいんだ、希望があるということで、じゃあ不足しているんだという考え方になってしまうと、これはどこの職場においても、同じことが言えるわけです。

議長（岡本安夫君） 廣利議員、あと2分です。発言時間。

4番（廣利一志君） 町長言われるのは、町立図書館持っているのは、あまりなくて、それで、蔵書も近隣に比べると、毎年のお買い入れも多いということは、聞いております。

それで、なおさらやっぱり、そういう意味で、この間も行きましたら、利神小学校の子どもたちが、図書館に来ておりました。司書の皆さんが、そういう形でされているのを見ましたので、いろんな意味で、確かに、小学校、中学校、生徒、児童数は減っておりますけれども、そういうのを、さらに充実して行ってほしいというふうに思います。

非正規の問題につきましては、引き続き、また、取り上げてまいりたいというふうに思います。

私のほうの質問は、以上で終わります。

議長（岡本安夫君） 廣利一志君の発言は終わりました。
お諮りします。ここで昼食等のため、休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩とり、再開を午後 1 時 30 分とします。

午後 0 0 時 0 9 分 休憩

午後 0 1 時 3 0 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。
休憩前に引き続き、一般質問を行います。
6 番、石堂 基君の発言を許可いたします。

〔6 番 石堂 基君 登壇〕

6 番（石堂 基君） 6 番議席、石堂です。私は、今回、2 点、佐用町地域福祉計画（案）の策定についてと、「木の駅」事業の推進強化について、一般質問をさせていただきます。

まず、この質問席から、佐用町地域福祉計画（案）の策定について伺います。

市町村地域福祉計画は、行政主体である市町村が地域福祉推進の主体である住民や社会福祉協議会、関係団体等と協働し、要支援者の課題解決に向けた支援体制を総合的かつ計画的に整備する方向性を住民に示す大変重要な計画であります。

本町においては、平成 29 年度に策定が計画されています。そこで、次の項目について伺います。

1 点目、社会福祉法の改正により、市町村での計画策定が規定されたのは平成 12 年ごろです。本町において策定がこの時期になったのはなぜですか。

2 点目、策定に関するスケジュールと、その主な作業内容についてお答えください。

3 点目、策定委員会の設置が予算上想定されていますが、その構成メンバー等についてお答えください。

4 点目、住民参加の意識づけはどのように求めるのですか。

5 点目、住民・地域と問題や課題の共有化をどのように図られるのかお答えください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、今定例会、一般質問最後の質問になります、石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、佐用町地域福祉計画（案）の策定についてということでございますが、ご質問の、まず 1 点目の社会福祉法の改正により、市町村での計画策定が規定されたのは、かなり以

前になる、平成 12 年ごろということですが、策定がこの時期になったのはなぜかということについてであります。佐用町では、これまで総合計画を上位計画として、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害（者）福祉計画、子ども子育て支援計画などを策定をし、対象者ごとに法に基づく福祉サービス等を提供し、地域住民やボランティア、関係機関、福祉関係者と相互に協力して地域福祉の推進に努めてまいりました。

今回の策定は、それぞれの計画を円滑に、総合的に推進するために各計画との整合性と連携をさらに図るために、策定しようとするものでありまして、平成 29 年に策定しようということ考えております。

2 点目の策定に関するスケジュールと主な作業内容についてでございますが、スケジュールといたしましては、4 月に佐用町地域福祉計画策定委員の選考を行い、5 月に佐用町地域福祉計画策定の委託業者選定を行いまして、6 月から 1 月ごろまでに委員会を、予定では 3 回ぐらい開くことといたしております。

主な作業内容といたしましては、既に既存の各それぞれの計画をもとに、新たに意識調査、調査の集計・分析、統計資料等の収集を行い、佐用町における現状の実態把握と課題の分析を行った後に、計画目標の決定を行いまして、計画素案の策定、素案をもとに意見募集を行い、佐用町地域福祉計画（案）を策定して、3 月には議会に報告をさせていただいて、皆さんから審議をいただければというふうに考えております。

3 点目の策定委員会の構成メンバーについてでございますが、佐用町地域福祉計画策定委員会設置要綱を制定する予定でございます。委員会は、15 人以内の委員をもって組織をし、学識経験者、福祉に関係する団体の代表、地域に関係する団体の代表、関係行政機関の職員等といたしたいと考えております。

具体的には、学識経験者といたしましては、佐用郡医師会からの代表、福祉に関係する団体として民生委員児童委員連絡協議会、また、身体障害者福祉協会、社会福祉協議会、介護福祉の各施設の代表、また、障害者福祉施設等の代表の方、地域に関係する団体として自治会連合会、また、高年クラブ連合会、PTA 連合会、保育園保護者会連合会等の代表、関係行政機関の職員として龍野健康福祉事務所の代表者を考えているところであります。

4 点目の住民参加の意識づけはどのように求めるのかということですが、この計画は、住民参画による計画であることから、より多くの住民や地域の関係団体・組織が計画策定の過程から参画をいただき、参加すると同時に自ら地域福祉の担い手であることを認識していただくことが重要となってきます。

事前に住民参画の必要性については広報・ホームページ等で周知を図るとともに、町民への意見募集等により住民の皆さんの意見や要望が計画に反映をされるように配慮したいと考えております。

5 点目の住民・地域と問題や課題の共有化をどのように求めていくのかということですが、既存の計画で、既に実施しているアンケート調査や統計資料をもとに、人口、年齢構成、世帯、要支援者、人的・社会的資源等の把握、地域における福祉サービスの提供や利用状況、地域福祉拠点等の問題点等を洗い出して、提供されているサービスの点検や、今後、必要とされるサービス量の把握をして、地域住民が抱えている地域課題や生活課題を明らかにして、地域住民の問題や課題の共有化を図りたいというふうに考えております。

以上、概略でありますけれども、計画の今後進め方について、考え方について、お話をさせていただいて、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） 今回の定例会の一般質問最後になりました。冒頭をお願いをしておきたかったですけれども、この一般質問全体の和やかな雰囲気で行われるように鋭意努力しますので、ご協力よろしくお願いします。

まず、再質問させていただきたいのですが、策定が、この時期になったのはなぜかと。根本的には大きな理由はない。ただ、当時、全国的にもまだ、施行期日が平成 15 年だったと思うのですけれども、その直後に策定されているところは少なく、年々、増加している状況だと思うのです。

県下では、おおむね市は、ほとんどされているのかなと思いますが、町の関係では、ちょっとわからないところがあるので、以降、その計画の運用の計画策定の中にも絡んでくるのかなと思うのですが、結局、地域福祉圏域というのは、どこまで考えていくかというような関連もあるので、近隣の市町村ですね、特に、たつのを中心にした定住圏域の中での各市町村の策定状況なんかは把握されていますでしょうか。担当課長のほうから。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 近隣の策定状況でございますが、28 年の 3 月 1 日現在での資料ですが、兵庫県下で策定されていないのは、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神崎町、それから上郡町と佐用町、太子町は、この 28 年度に策定する予定というデータいただいておりますので、8 つの町と思いますが、その中でも策定されている市町があるかもしれませんが、現在のところ、私のつかんでいる情報としては、8 つの町となっております。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） 近隣なので、お伺いしたいのですけれども、上郡の策定状況というのですか、予定とかと、そういうようなものも、まだ、お聞きではないですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 上郡が策定されるという情報は、ちょっと、つかんでおりません。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） わかりました。

それから、2点目の29年度の策定にかかるスケジュールの中ですけれども、先ほど、答弁の中でいただいたのでは、冒頭、4月から委員会メンバーの選考、そして5月に委託業者の選考、そして6月から翌年の1月にかけて、その委員会を持つということなのですから、この委員会に先立って、他の市町村のその設置例なんかを見ると、一応、庁舎内でのプロジェクトチームですね、こういうようなものをつくっているところというのは、かなりあるのです。その必要性なり、なぜ、他の自治体が、そういうようなものをつくっているかというのは後にして、本町の場合、プロジェクトチームなんかの予定というのは、今のところはないということで、理解してよろしいですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 具体的には、まだ、定めておりませんが、当然、この計画は、地域福祉計画でございます。健康福祉課、それから高年介護課にも関係してきます。

また、平成26年から要援護者云々ということも盛り込むことになっておりますので、当然、企画防災課なんかも関係すると思いますので、そのへんは、庁舎内としての連携はとりたいと思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） 今度、町長のほうに考え方というのか、今、まだ作業に直接入る予定というのが、この4月以降なので、これから事務的なのというのですか、内部的なところは詰めていかれるのかなと思うのですけれども、さっき、課長のほうからの答弁があったように、この計画自身は、既に平成12年以降、さまざまな形で、介護保険計画についても、社協なんかの計画にしても、法定で義務づけられたものも含めて、さまざまな計画、それを横断的ということをやっても言われたように、非常に関係する部署が、まず、多いということと、それと、それほど住民全体にかかるところの地域福祉を、いかに、これから推進していくか。実施していくか。その実施していく中で、住民参画による計画づくりをしてもらいながら、住民に対して意識啓発をしていって、まともに住民も協力してくださいね。行政もここまではやりますというふうなことを、住民の中に意識づけしていく、それが、まず、この計画をつくる大きな柱の1つだというふうに思っているのです。

そうした場合に、今、担当課のほうで、この計画を1つ担って、必要な時に各部署から職員を入れて委員会をするという形よりも、これは先例の各自治体がやられているように、一応、庁舎内で各計画を持ち寄る。それから、佐用町での地域福祉計画は、どういう必要性があるのか、どういうふうに関係していくのかと、これは、課題的なところから言えば、他の方の一般質問なんかでも、答弁触れられていましたけれども、やはり2025年問題、行きつくところは、ここまでに、どうやって介護予防、予防医療ですね、これを住民の中に広めていくかだと思われるのです。

それで、せっかく、この時期に、この計画をつくるのですから、より有効的に活用して行くためにも、あるいは住民に知ってもらう。使ってもらうためにも、ちょっと全町的な取り組みを、僕は考える必要があるかなと思う。

先ほどの課長の答弁から言えば、担当する課が4つ、5つぐらい言われたのですけれど

も、僕はこの、まあ実際、うちにはまだ存在しない計画ですから、どういう計画ができるかというのは今後ですけれども、やっぱり他の市町村でつくられている計画なんかを、ずっと見てみると、あまり関係しない課が少ないぐらい多いのじゃないかと思う。

それで、どちらかと言えば、基本計画、基本構想のその下における計画やから、どれほど重要かいうか、どれほど影響下にあるかというのが、というふうには私は思っているのです。

だから、そのあたり、ちょっと即、従前のいろんな法的な位置づけのある計画なんかと同じような形で、委員会つくって、コンサルというのですか、アドバイザーも含めて、コンサル入れてというのじゃなくて、ちょっともう一度、その計画のつくり方というのか、計画自身のガイドラインもこれ出ていますので、そのあたりから、ちょっと見直していくべき必要があるのじゃないかなと、まず1点思うのですけれども、そのあたりは、いかがですか。町長。

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私もご指摘いただいた点について、そのとおりだというふうに思います。

12年にそうした計画策定についての国の規定がされたわけですが、その後、介護保険制度とか、こういうものが国としても制度設計がされて、それを実際に実施していくということ、そのことが、当面、非常に今、大きな課題だったわけです。

そうして、高齢者の特に福祉計画、また、介護保険の3年ごとの見直し計画とか、それから、障害者の福祉計画、そして高齢者だけじゃなくって、子供たちの、子ども・子育て支援計画とか、福祉に関係する、それぞれの部門において、今、計画をつくりながら、また、それを更新しながら、実際の福祉サービスなりの充実に努めてきております。

ですから、今回、改めてと言いますか、これを横断して、地域福祉計画という総合的な計画を、まずつくることによって、そうした個々の計画で運営している、そうした福祉サービスのさらなる連携によって、効率化、それから充実をし、最後には、これから本当に、今、言われた2025年問題、そうした介護費用、医療費、このへんの抑制をしていかないと、町のいろんな面での財政上も非常に大きな支障が出てくるだろうと、こういう課題があるわけですから、そういう関係の中で、今回の策定に当たっては、いわゆるコンサルにお願いして、形をまずつくるというものでは、あってはならない。実際に、これまでの計画を十分、それぞれ見直ししながら、それをさらに実態に合わせた、本当に佐用町の現状に合わせたものにしていく作業でないと、何ら、今まで計画してきたもの、そのまま、まとめて1冊にすれば、それでいいという話になってしまいますので、それではだめだということをお断りしております。

特に、作業の中で、当然そういうものをまとめて、1つの計画をつくる上で、そうしたコンサルにも委託をする必要性も、どうしても作業上出てくるのですけれども、これまで、どうしても作業の大きな部分が、すぐに住民ニーズ調査とか、アンケートとか、そういうことに、また、その分析とかということに、非常に時間と労力をかけてきております。それは、各これまでの、それぞれの計画の中で、かなりの分野で同じような、そうしたニーズ調査、アンケート調査も行ってきておりますので、私は、確かに、時代とともに、かなり変わってきている部分があるので、そういう把握は、しっかりとしなきゃいけないと、現状把握というのは必要なのですけれども、それ以上に、これまでの、そうした計画の問題点というものを、しっかりと逆に洗い出しながら1つの計画をまとめていくということ、このことに力を入れたいと考えております。

そのためにも、今、石堂議員ご指摘のように、本当にこれは、委員会をつくって、当然、

つくりますけれども、まず、委員会の予定でも、なかなか専門的に毎回、月に1回とか、月に2回というような委員会で、そういう細部にわたって、具合的な状況を踏まえて、詳細な計画を、分析をしながらつくっていくという作業は、なかなか、この15人の委員会の中で時間的にもできるものではないという、それは策定をしていく上での原案というものは、十分に、それぞれ担当している部署は、しっかりとまとめた上で、町の所管の中で、まず、原案をつくっていかなくちゃいけない。それをつくるのが、非常に大事だと思います。

そういう意味では、今、担当課、福祉課だけではなくて、高年介護課も、当然、関係してきますし、子育ての分野においても、教育委員会も関係してきますし、企画防災課も、当然、関係しておりますし、町内の必要な、これまで分析してきた、計画をつくってきた、それぞれの個々の担当のものはもちろん、さらに今後、考える上で必要なところの職員の意見をしっかりと招集して、みんなの意見を出し合って原案をつくるという作業、このことを大事にしていかなければならないということで、取り組んでまいりたいと考えます。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） わかりました。

その手法というのは、各課をどのように持ち寄って、職員をどのように持ち寄って、先に計画のたたき台をつくるのかというのは、そこは、お任せというのですか、これからだと思うのですけれども、基本的には、本当に1つの課に集中して、僕が想定していたのは、これまでの計画がぶら下がっているやつを、とりあえず横の調整してというような、そういうつくり方じゃなしに、少しもう一度、まさにさっきの答弁でいいと思うのですね。これまでにつくっている計画、当然、介護計画にしても、既に、第6期を迎える中で、それぞれ見直しはされていますけれども、これを横に並べた時にどうなんやということや必要があるのかなというふうに思います。

だから、そこらへんを重点的に力というのか、ポイントを外さずをお願いしたいのと、それとちょっと事務的な確認でもう1つなのですけれども、これ一応の想定計画年数は5年ということでされています。まだ、現在、ちょっと、そこまで検討されているかどうかかわからないのですけれども、これ計画期間は5年ですけれども、その見直しを、じゃあ5年後にやるのか。あるいは自治体によったら、年度途中でも3年目ぐらい、3年を1つの見直し期間として想定してやるというふうなやり方もやられているのですね。そのあたり、ちょっと考えた時に、従来の計画の見直しというのは3年なら3年、5年なら5年で想定計画期間の最後に見直し、あるいは評価というのをされていたのですけれども、どちらかと言えば、これちょっと特異な形で、現在進行形で、いろいろ要求とかサービスがさま変わりする中で、早い時期に見直しをやって、5年後の策定の改定い備えるというような、そういうような想定で、計画づくりがされているところが、結構あるのですね。そのあたりを、担当課のほうでは、どのようにお考えになっているのかというのが1つと…。

もう1つは、先ほど、ちょっとお伺いしたように、近隣の市町村との関係ですね、計画づくりは、当然、単独で佐用町で行うわけですがけれども、やはり福祉サービスの提供であるとか、目標量であるとか、施設数であるとかというのは、今後、これまで以上に定住圏域でのかかわりが出てくると思うのですね。

だから、周辺の市町村が、既に策定する、あるいはこれから策定するであろう、その地域福祉計画との関連ということも、ある程度見据えた中でつくろうとしているのか。いや、今は、それは全く想定していないですよ。町単独ですよという考えなのか、この2点につ

いてお答えいただきたいと思います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 計画については、策定のガイドライン等にも記載されていますように、議員さんおっしゃったように5年の計画で3年ぐらいで見直しをなさいたいということになっておりますので、3年をめどには見直しをしたいなどは考えております。

ただ、今年度、策定に合わせるんじゃないですが、ちょうど、今年度が介護保険計画も第7期の策定になっております。それから、障害者福祉計画のほうも、第5次の計画策定の年になっておりますので、このへんとも兼ね合い十分調整したり、アンケート含めて実態調査、介護保険につきますと、28年度に住民の実態把握等をされておりますので、そういう資料、データ等も加味しながら策定したり、この3年後の見直しを設けたりしたいとは思っております。

それから、定住自立圏と云々とか、いろいろありますので、この近隣とも歩調をあわせたいと思いますが、何分、ちょっとまだ近隣の状況、県のデータでぐらいしか持ち合わせておりませんので、当然、そういう圏域ではございませんが、関連することであれば、連携していく必要も、当然、出てくると思いますし、いろいろな障害者とか云々のサービス、この近隣を使ったり、佐用町の分を使っていたりとか、そういうことも、当然、出てくると思いますので、そのへんは、連携したいとは思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） 先ほどの町長の答弁の中で、既存の計画づくりの中で、よく手法的に使われる住民の意識調査、アンケート、そういうようなもののウエイトよりもというふうに、町長のほうは言われたのですけれども、今、課長の答弁でもあったように、ある程度、今回の計画づくりについても、ガイドラインの中では、結局、内容が若干、これまでの計画づくりとは違うと思うのですね。各自治体がやられているアンケートなんかを、少し見にくると。本当に、その聞いている内容というのが、各自治体でバラバラなのです。

現状の中でのサービスとか、それから、そういうようなものに対する満足度とかいうのも聞いているものもありますし、地域で何が必要や、何ができるかというように積極的に地域に働きかけを呼びかけるような質問事項もあるしということで、僕は、アンケートをやる、やらないというよりも、町長の答弁の中にあつたように、この地域福祉計画というのが、今後、行政と地域が一体となって、そういうような介護予防なり予防医療を展開して行く、ともにあるのだという意識づけの1つの手法だと思うので、これアンケートは、多分、コンサルの流れの中にもありましようけれども、やっぱり、そこはやるべきことかなと思うのです。

それは、コンサルの手法によるところですし、また、内部的にもっと調整できる。これは省略してもいいという結果になるのかは、それはお任せはしますけれども、もう1つその前に大事なのが、やっぱりこの計画づくりの一番肝心なところ、なぜ、この計画をつくるかというところで、これ課長なんかも、もう既にガイドラインもお持ちだと思っておりますけれども、もう1回、根拠になるところの社会福祉法107条、この関係から言うと、いか

に住民の意見を反映させるかということですね。その内容を公表、周知して行って、住民とともにできるかだと思ふのです。

これ厚生労働省で、このガイドライン自身が、いつの時点かは、明確に言えないのですけれども、多分、同じような内容のものを課長持っていると思うのですけれども、計画策定上の留意点で、一番最初に書いてあるところですよ。まず、はじめにというところ、社会福祉法に示されているように、住民参画により策定される計画であるということで、そこから以下細かな、例えば、計画の総合性であるとか、住民の主体的参画であるとか、社会福祉協議会との連携であるとか、民生委員・児童委員との連携というふうな流れになってくるのですけれども、要はその、アンケートも大事なのですけれども、いかにより多くの住民がこの計画づくり参加するか。することによって、住民が、今後展開していく介護予防事業であるとか、医療、予防活動、これらに地域として、住民として参加をしてもらえるかというふうな流れになってこようかと思ふのです。

それで、その住民のこの計画づくりへの参画ですね、これを具体的に、先ほどの答弁まででしたら、住民の意見を求めると。これは計画づくりがおおむね終わった時点のパブリックコメントのことなのか。

あるいは、その検討委員会の中に、公募で住民代表の委員を求めるとこなのか。

もう1つ踏み込んで、このガイドラインなんかに一部示してありますけれども、住民座談会ですね、これが各自治会とは言いません。例えば、協議会単位であるとか、旧町単位であるとか、そのあたりまで下がったところでの住民懇談会というようなものですね。これは、ただ単に、こういう計画づくりしますから、意見聞かせてくださいじゃあ、住民のほうもわかりませんので、事前の啓発も必要かと思ふのですけれども、この住民をいかに参加していただけるか、このあたりは、これ町長よりも、また、課長になるのですけれども、今の段階では、どのようにお考えですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 住民参加につきましては、当然、このガイドライン等にも明記されておりますように、必要性は、十分把握しております。アンケート1つとっても、従来の計画であれば、町民から無作為に何件、2,000件、3,000件とピックアップして、そこにアンケートいただいておりますが、それに加えて、もう少しピンポイントの、例えば、民生児童委員、民生委員さんにアンケートをとるとか、うちの健康福祉課で外郭団体で、これに関係するとすれば愛育班であったりとか、いずみ会であったり、そういう団体からも意見を聞いていくというのも1つの方法かなとは考えております。

また、議員さんおっしゃいましたように、地域の自治会長、また、地域づくりのほうからも意見を吸い上げるような方法を、何か考えていきたいとは思っておりますが、まだ、具体的には、ちょっと担当課、健康福祉課だけではございませんので、具体的なのは、スタートしてから考えていきたいとは思っております。以上です。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） ぜひお願いしたいというか、必要性があるかなというふうに思いま

す。

先ほども言いましたように、これ各自治会を、例えば、行政のスタッフ、委員会のメンバー、あるいは社協なんかも織りまぜて座談会 130 幾つ回るというのは、それはもう、ちょっと時間的にタイムスケジュールとして無理なところがあります。

それでね、まず、それがどこまでできるか。例えば、役場でプロジェクトチームつくって、関係団体からも複数名出してもらって班分けしてやる。それもやり方だろうと思うのです。

でも、最低限、僕は、協議会単位では、やっぱり行政側から、行政側からというよりも、もうこうなれば、検討委員会のメンバーですよね。検討委員会のメンバーと、地域づくり協議会の単位ぐらいで、民生委員、児童委員、それから、各集落に、今、設置されています福祉委員、それから後は、自治会長、高年クラブ、一般住民の方、いいのですけれども、そのあたりと、1 回顔を突き合わせて、1 回話をやる必要が、必ず僕はあると思うのですね。

それで、なぜ、そこって力入れるかということ、これは当然のことながら、この計画づくりの一番最重要なところで謳ってもありますし、ガイドラインでも示されています。より身近な住民の声を計画の中に生かしていきなさい。それは、いい計画をつくるんじゃないに、みんなに活用してもらえる、みんなに協力してもらえる計画づくりのために、これを置きかえてじゃないに、ちょっとまた、前回の 12 月の私の一般質問に戻るわけなのですけれども、やっぱり、これから 2025 年目途にして、目途にしてというのか、ためにつくる佐用町の地域包括ケアシステム、これと全く連動する内容だと思うのですね。

一方で動くのが、地域ケアシステムの実行部隊。それで、その柱となるのが、この地域福祉計画だと思うのです。

それで、構成としたら、当然、住民がいて、住民が生活する居住空間、地域があって、当然、高齢者、あるいは身体障害者であるとか、要援護が必要な方、それに付随して、介護、医療、それでその一番下のところに、この地域の住民生活を支える、個人個人の生活を支える自治会活動、地域があるわけですから、これを全部リンクした形で、これから、みんなで動きましょうねというのが、地域包括システムであり、この地域福祉計画の目指すところだというふうに、私は、思っているのです。

それで、これから特に、29 年、また、新たに増員をして、この地域包括システムを充実させていくために、支援センターを充実していこうというふうな動きになっています。

だから、これをより実行的に、住民に近いものにしていくという観点から、この住民との対話、座談会というのは、局部的には、僕は必ず必要だと思うのですけれども、町長、いかがですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これ、これからの時代、さらに 25 年問題、そういう時代を迎える中で、やはりこの高年福祉、高齢者のこうした医療福祉を中心に、特にこういう問題は、本当に、一人一人の個人の大変大きな、これからの生活の中にかかわる問題になるということ、このことを改めて、町民の皆さん、一人一人が、やっぱり自分の問題として、やっぱり考えていただくと、捉えていただくということが、まず前提にないと、今後、こういう対応が、町としての、行政だけの（聴取不能）でしてやると、対応が十分できていけない。やりたくてもできない時代がくるのではないかと思います。

財源の問題、また、それを行う担い手の問題、人為的な問題、今、施設等においても、そうした介護施設なり、医療施設、医療介護、次々と障害者の、例えば、障害者、デイの施設ができたり、また、介護の施設もかなりたくさん、今、町内にもできております。

ただ、そういうところも、なかなかそれを支援する、支えていく人、人材が、もう集まらないと、確保できないと、まあまあ、そういうことが既に出始めているのですね。そうなった時に、地域おこしの担い手という福祉を受ける側と担う側、それがお互い、両方をやっぱり自分がしっかりと責任を果たして、一人一人が果たしてもらわないとできないんだということ、このことも十分に、こういう計画をつくる過程の中で、参画をいただいて認識をしていただくということが大事だと、そういう意味で、先ほどから議員がお話のように、町民の皆さんに、今後、どういう時代の中で、自分たちの地域、自分たちの生活というものを、こういう状況、みんなで支えていくのかということ、このことを、議論して皆さんに理解をしていただくためには、それは、そういう座談会したり、そういう話し合いをする場をといるをつくらなきゃいけないということは確かだと思います。

だから、そういう中で、やはり合併後、つくってきた地域づくり協議会、やはりこれは、私も地域づくり協議会の大きな、当然、テーマだと思います。

いろんなコミュニティ、地域のコミュニティを強化していくということで、いろんな事業、イベント等、催し等、地域でもやっていただいておりますけれども、さらに、そういう中で、地域づくり協議会というのは、地域の自治会長を中心になっておりますけれども、しかし、そこには、各団体から、ほとんど、たくさん活動員の人が入っていただいているので、そういうたくさんの人たちが関係している人が、やっぱり一緒に考えていただくということが大事だと思います。

これまでの計画ですと、どうしても、個々の計画になりますと、対象者というのは、当然、高齢者だったり、また、障害者だったりという、そういうある程度限定された中での話し合いになってきておりますので、今回、それを包括的に行うので、当然、地域包括システムの、それは全く連動しているというのか、同じものだという観点から見ても、そういう地域づくり協議会のような活動をしていただく、1つの地域づくり協議会の活動としても、これを捉えていただくといこと、こういうことも、やっぱり当然、考えなきゃいけないというふうに思います。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） 担当課のほうでは、このガイドライン等、もう既にお持ちだと思っておりますけれども、その中の策定の作業、これ全部やりなさいというのじゃないのですけれども、策定方針の確率であるとか、先ほど言いましたように、地域住民、団体等の意識啓発、あるいは、その実態把握とか、課題の分析ということでアンケート出ているのですけれども、その中で、住民あるいは団体等との意識啓発というところで、住民懇談会であるとか、ワークショップであるとか、シンポジウムであるとか、セミナーであるとかというふうに書いてあります。これら全てをやるというのは、それは経費的にも大変でしょうし、でも、肝心なところは、今、町長が答弁された、その話を、一人一人の住民、あるいは地域の代表者、あるいは地域の関係者に、まず話すること、聞いてもらうことからスタートだと思うのですね。

できれば、そのシンポジウムなりセミナー1回開いていただいて、今、答弁いただいた内容を、あと肉づけして1時間ぐらいしゃべってもらって、そこから、この計画づくりな

り、住民の意見を集めて回る。あるいは、これからの協力をお願いするというのをスタートしてもいいんじゃないかなというふうに思うぐらいです。

まあまあ、そのあたりは既に、担当課長のほうも、町長の意識のほうも、そういうふうに向いていただいているので、この件については質問を以上とします。

続いて、2点目の質問に移らせていただきます。「木の駅」事業の推進強化についてであります。

一昨年秋にスタートしました木材ステーションさよう、「木の駅」事業については、順調な取り組みが進められていますが、さらなる推進を図ることが必要と考えられます。

そこで、次の項目について伺います。

本年度実績の見込みについて、登録団体、出荷量等の見込みについて、お知らせください。本年度というのは28年度でございます。

2つ目、技術・技能講習会等の実施内容。これも28年度の実績についてお答えください。

それから、3点目、森林・山村多面的機能発揮対策事業など森林整備事業補助の申請状況ですね、これは29年度に向けての状況についてお答えください。

以上、この場からの質問とします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、石堂議員からの2点目のご質問でございます木の駅事業の推進強化についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の昨年度からスタートしました木材ステーションさよの28年度の実績見込みについてでございますけれども、1月末現在で235トン、464件の搬入がございました。本年の1月の中ごろから積雪、雪が降りましたが、昨年度の実績というのをみますと、2月、3月というのが、かなり、まだ搬入が見込めます。そういうことで、いい天気も続いておりますので、これから、まだ200トンぐらいの搬入があるのではないかなというふうに見込んでおまして、何とか、前から、当面の目標として500トンということを目標値に上げておりましたので、何とか500トンの目標が達成できればいいなというふうに思っております。

次に、2点目の技術・技能講習会等の実施内容ということですが、本年度は町と森林組合の共催による森林作業安全講習会を9月23日、林業講演会を12月3日に実施をいたしました。

森林作業安全講習会につきましては、一般の森林ボランティアを対象に21名の参加者がございまして、内容は安全講習の他、チェーンソー、草刈機の整備方法、インストラクターによる伐採の実演などを行っております。森林作業の中で我流で伐採や機械の整備を行うことが多い中、参加者には、正しい安全な、安全確保した作業、安全確保の重要性というものを学んでいただけたのではないかなというふうに思っております。

林業講演会につきましては、皆さんも参加を、ご聴講いただきましたけれども、県の森林組合連合会代表理事の石堂則本先生にお話をいただいて、県森連が取り組んでおりますバイオマス発電の状況、また、セルロースナノファイバーなど、今後のまた、CLT、そういう新しい木材の活用方法等について、石堂先生が自ら、いろいろと体験等、今、事業を進められたり、いろんなところの情報を持っておられます。そういう内容を踏まえて、貴重なお話をいただきました。参加していただいた150名余りの参加者がございまして、森

林の将来について、みんなで考えるいい機会ができたのではないかなと思います。

このほか、森林各種の林業団体が主催する森林ボランティア講習会、また、チェーンソー作業従事者特別教育、伐木等機械運転特別教育などへの参加を町内森林整備グループに呼びかけまして、それぞれ希望者の参加をいただいて、実施をいたしております。

最後に、森林・山村多面的機能発揮対策事業など森林整備事業補助の申請状況についてでございますが、これらの事業につきましては、県緑化推進協会が中心となって、平成 25 年度より制度がスタートし、本年度は町内 14 団体が取り組んでいただいております。現在、平成 28 年度の精算時期になっておりまして、各団体には実績報告書の作成と次年度以降も活動を継続していただくようお願いをしているところでございます。新年度の新規参入についても何件か既に問い合わせをいただいておりますけれども、国、県で、また、制度の見直し等が検討されているということなので、新たな、そういう制度設計、指針ができ次第、それぞれに、お知らせをしたいと考えております。

その他の森林整備補助事業につきましては、県補助金で資機材を購入し自ら森林整備を行うタイプの住民参画型森林整備事業がございますが、本事業については、昨年度から 3 年間で事業実施をしている団体が 2 団体、横坂集落と安川集落。また、本年より事業実施する団体が 1 団体、口長谷でございますので、現在 3 団体が活動中ということでありまして、29 年度、新年度につきましても、1 団体、1 集落の新規参入を予定をしているところでございます。以上、状況についての、ご報告を申し上げて、質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） それでは、再質問させていただきます。

本年度の見込み、現状で 2 月までで 235 トン、おおむね 3 月、年度終了までには、プラス 200 トンということで、500 トン近い数字になるのかなというふうな答弁だったと思うのですが、これ多分、昨年 3 月の定例会で同じ話をして、500 トンになればいいですねって話したのですが、実際には、それに近い数字が 2 年目に出てきているというのは、非常に団体数は極端には増えていないのですが、やっぱりその中で、いろいろ技術の向上もあり、効率的な搬出なんかも、各団体、あるいは個人なんかでもできているのではないかなと思います。

その反面、やっぱり登録者の方から、少し、いろいろな話も聞くことが、やっぱりまだあります。特に多いのは、やっぱり持ち込み土場での荷おろしですね、整理、これについて、やっぱり聞く機会があります。このあたりを、細かなことを、ここでどうこうというのは、それは一般質問になじまない話で、要望事項で差し控えますけれども、要は、登録団体なり出荷者の方と意見交換ですね、情報交換、これは定期的にといいですか、やる必要があるというふうに以前からも申し上げているのですが、そのあたりができていないのかなというふうに思います。

やっぱり、できるできないは別にして、いろいろな情報、土場、山での情報もありませんし、いや、ここもやりたいと言っているんやよとか、ここで、こんなことやっているよという話も入ってくるかもわかりませんので、それはやっぱり、現場を回る。回らないんだったら、そういう意見交換会、情報交換会みたいなので、寄る機会、ベタな話なのですけれど、これを僕、ちょっと、やる必要があると思うのですよ。なかなか、個々からは、例えば、その土場でもめたとか、何とかという話があるかと思うのですけれども、やっぱ

り全体の方が、どういうふうな考え方をお持ちなのか、どういうところから材が出てきているのかというのは、これは担当のところで、もう把握しておく必要があると思うし、やっぱり新しい登録団体、個人を増やしていく、働きかけも、どこへ言っているのかというのがあるわけですから、やっぱり、そのあたりの情報というのは、もう少し、ちょっとつかまえたほうがいいのかなどというふうに思います。

これつかんでいないというふうに、私、決め込んで話していますけれども、そのあたりは、担当課長、いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） おっしゃるとおり、搬入者の方の意見を聞くということは、非常に重要なことだというふうに、私も考えております。

農林振興課としましても、定期的に森林組合との意見交換というのか、協議の場を持っております。その中でも、そういった話を出しまして、そういった方向でも、取り組んでいけたらいいのかなど、それと、まず第一段階では、登録者の方にアンケートでも配って、意見を出してもらおうとか、そういった方法でもいいのじゃないかなと、そういったことで、森林組合とは、ちょっと調整中でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） 作業の業務のほうを委託している森林組合と担当課が打ち合わせするというのは、これ当たり前のことで、よりも行政として、これからの林業振興の一助にもなるし、大きな参考にもなると思うので、一助どころか大きな参考になると思うので、やっぱり、その生産者というのですか、搬入者、登録の団体であるとか、個人であるとかとの、やっぱり情報交換は必要だと思うのですよね。

これは、ぜひやっていただきたいし、やる必要があるというふうに思います。

あと、安全講習会、技術講習会等も一緒ですね。去年は、こちらのほうの主体で講演会と講習会を1回ずつ。あと、各関連団体がやっている講習会の案内を出して、それに参加される方は行ってくださいというので、もうちょっと、講習会なんかも、以前にも申し上げましたけれども、やっぱりプログラムの、当然、これだけ14団体、30何名の方、今、40名超していると思うのですけれども、やっぱり1年、2年経過する中で、いろんな経験もされ、技術も上がってきているので、その場、その場に応じた、そのスキルに応じた形の技術講習会というの、そろそろ提案が必要かなというふうに思っているの、そのあたりは、ぜひ29年度、検討をしていただきたいというふうに思います。

これ、最後に1点というのですか、多分、町長のほうはご承知だと思うのですけれども、先般の兵庫県議会で長岡先生が、この佐用町の農の取り組みと、林の取り組みを一般質問の中に織り混ぜていただきました。県の一般質問の内容みたいな中では、扱い小さいのですけれども、それに先立って、県の関係者の方が、いろいろ佐用町にも、いろんな形での問い合わせがあったと思うのですけれども、県自身も、知事の答弁に、詳細は含まれていないのですけれども、やはりこの木の駅事業、これを全県下の、横方向で広げていきたい。県下では、今現在、4自治体だけなのですね。

特に、この佐用町の取り組みというのが、ある程度、行政もかかわって財政負担をしながら、全くゼロのところから始まっているというので、そのあたりを含めて、長岡県議が発表されて、それに対して知事が答弁されているのですけれども、知事の答弁の中には、細かにはないのですけれども、県としたら、やっぱり、こういう事業というのを、県下の各自治体、地域に横方向で広げていきたいと。そのための財政支援策も検討されているようですので、さらに、この500トンに満足せずに、年々、倍増計画ぐらいでどうですか？森林組合長、目標を持って29年度、すみません、一般質問ですから町長ですね。本当に、昨年、実績数字では、よっぽど300トン近かったと思うのですね。今年、実績数字が500トン。来年、これが1,000トンになるかっていったら、それはならないというのが、他の団体を見てもわかっているのですが、ただやっぱり、それだけ継続してされている個人、あるいは団体があるということは、これは少なからずとも佐用町の林業振興の中では、上向いてきていると思うので、これを何とか、さらに後押しをしていく必要がありますし、そうした県の助成も考えられるのであれば、さらに充実させるように持っていけるように、また、今年の取り組みを強化していただきたいと思うのですけれども、いかがですか。町長。

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この木の駅事業として、一昨年、昨年度からスタートした、これゼロからスタートしました。ただ、島根県のほうの先進地等を参考にさせていただきながら、佐用町に合った形でということでスタートをしたところです。

これまで活用されていなかった木材というものを資源化できないかということと、環境面の貢献ができないかということで、とりあえず町としても、今、公費を半分投入して、実際、できるだけ、まずは多くの方に参加をしていただいた中で、取り組んでいこうということで、ここ2年ほど、こうして徐々に、順調にはいっていると思います。

ただ、2年たって、やっぱり問題点は出ています。当然、1つは、この事業において、一番対象といたしますか、この事業に参画していただく人というのは、地域で、これまで、それぞれの持ち山があったり、個人の山なり地域の、そういう地域の中での林業というものを、別に専業にされているわけじゃなくって、生活する上で必要な、1年間環境整備等を行われている中で、活用されない木材をうまく活用できないかという目的を1つ持っているわけですが、実際には、このある程度の量も確保したいということで、そうした林業を事業としてされている方も、ここに搬入していただいてもいいということで、今、やっているわけです。

そうすると、かなりのシイタケの原木とか、山で伐採されている方が、そういう原木にならないような物を全部、木材ステーションにも入れていただく。量的な確保としては、かなり、グッとこれで上がるので、それはそれで、数字の上では、貢献をいただいているのですけれども、実際、そういう事業としては、もっともっと木材資源を、そういう事業として取り組んでいただいて活用していただくことは、本当に、これも大事であります。

ただ、そういう方については、直接、木材ステーションを通さずに、それぞれのチップとか、燃料とかという形での出荷をしていただけたらいいかなという感じもします。

町としても、500トンぐらいの目標ということで、年間からすれば、トン6,000円としても、総額で300万円ほどの、まだ、そういう量に済んでおりますけれども、これが1,000トン、2,000トンという大きくなっていくと、かなり財政的な、また、負担も大きくなってくる部分もあります。

それと、場所的な問題で、当面、クリーンセンター土地のところで、出荷される木材量

を重量を図らなきゃいけないということも含めて、現在の場所に行っているのですけれども、非常に、そういう意味では、場所が狭いのですね。

それについては、今年も計画をしておりますけれども、次年度、29年度で現在の残っているクリーンセンター、施設を除却をしていこうと思っております。そういう中で、あの場所をもっと広くする。作業がしやすいスペースに改善していけば、かなり量的な扱いも、また、できるだろうと思っております。

そういうことと同時に、業者の方が来られる時には、当然、それなりの機械で、大きな車で入られますので、荷おろしができるのですけれども、基本的には、元々が軽トラック程度で持って来ていただくということを、1つの想定をしている中で、今言われる積み下ろし等、かなり木材が、長年切っていない。1つ1つが非常に大きい、50年、60年たったような木が入ってくる、入れてくるとなると、非常に重量もあるということでの問題、これを積み下ろし、もっと年間、2,000トン、3,000トン扱うようになれば、それはそこに職員1人置いてやっていけるようにはなるのでしょうけれども、なかなか今の500トン以下ぐらいですと、そうした専用の職員、専任の職員をそこに配置するというのは、経費的にも非常に難しいというところがあります。

そういう問題を、今、抱えながら、次、3年目を迎えようとしております。

ただ、2年間やってきて、かなり今まで、そうした木材が利用されずに、山に放置されていたものが、これだけでも搬出していただいて、資源として活用できてきていると。参加していただく方も、かなり増えておりますので、このへんは、きちっと後戻りをしないように、この事業として取り組んでいきたいということだけは、ここでお話をさせていただきたいと思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） そうした、いろんな課題が出てくるがゆえに、その登録者、出荷者との情報交換というのが、僕は大事だと思うのです。

それで、土場での荷おろし等々で課題があって、いろんな要望も私も聞くというふうに、言いました。さっき、町長が答弁の中で言われたように、端コロ1つとったって、はや100キロ近いやつ、50、60センチのやつがある。それ、どうやっておろすんや、どうやって積むんやという話ですよ。

だから、そこを、例えば、機械を置いてということは、これは行政的には機械の所有者であるとか、例えば、免許を持っている登録者があって運転したとしても、そこで事故が起きたら所有者責任であるとかというのがあると思うのです。

でも、そこは、例えば登録者の方、例えばの話ですよ、共同で購入してリースするとか、共同利用するとかというふうに、行政と登録者の方で、ある程度協力してできるような内容も、僕は、きっとあると思うのですよ。

例えば、登録者の中で、リフト余っているよ。持っているよ。と、じゃあ、置いて、そこ作業するよと。じゃあ、作業賃に対してどうであるという話も、登録者の中でしてもらう分には、そんなに役場、財政負担かかったり、知恵絞ったりする内容じゃないと思う。まあ、そういう話になればの話ですけどね。

いずれにしても、役場が一生懸命、あんまりこれまでさわったことのない木のことに、いて考えるよりも、実際に木をさわっている人ら、その事業に協力、一緒にやっている人らとともに、いろんな知恵出し合ったらいいのじゃないかなと。まあまあ、これ、具体的

な、私も提案がないので、こんなぼやっとした提案しかできませんけども、それがゆえに、事業者との情報交換というのは、僕は、大事になってくるんじゃないかなというふうに思っています。

この話を、ずっと年々、再々、させていただく中で、先ほど、答弁の中にもありましたように、やっぱり僕は、目指すところは、島根県の津和野だと思うのです。

たまたま、答弁の中に津和野の話が出てきたので、直近で言えば、今年、29年度の新しい、津和野に移住して林業始めませんかという募集に対して、3名だったかな、4名だったかなの採用は決定しているのですね。

それで、あれが平成24年ぐらいから社会実験として始まってというふうに、僕らは、研修で教えてもらって、その3年目ぐらいに行かせてもらった時に、もう既に、自伐林家を目指す、元々協力隊員の方が3名いらっしやって、自立して、来年度するのですというような話聞いていたのですけれども、もう既に、ここ29年に至って、今現在、8名でしたか、9名でしたか、そういうような形で人数も増えています。もうだから、あそこにしたら4期の募集なのですね。

それで、やっぱり、その活動自身を行政、津和野町と元々は、地域おこし協力隊、林業部隊で入った人間で仕組みをつくって、ここまでできていると。だから、決して、佐用町ではできないことはないと思うのですね。

先般も、東京、大阪、広島だったかな、全国講演会もされています。例の里山資本主義の藻谷さんと、それから有機農業の関係の方、農と林の講演会を、そこで、津和野のメンバーが実践発表というようなこともやられていました。

それから、まあまあ、決してそれは、できがりのものをやるのじゃなしに、実際に、津和野では、現実にそうやって、林業家、副業的な自伐林家、あるいは専門的な自伐林家というのが増えていますので、さらに言えば、それ以外に住民参画での、うちらで今やっているような木の駅というのも、従来どおり、出荷量さらに増えていってますので、きっと佐用町でもできないことないですし、目指すところは、僕は、津和野町だと思っていますので、そこを目標にということの町長の答弁もありましたので、引き続き頑張っていたきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

議長（岡本安夫君） 石堂 基君の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了しました。

これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了します。

ここで、お諮りします。議事の都合により明日3月18日から23日まで本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、3月24日、金曜日、午前9時半より再開しますので、ご承知おきください。よろしくお願いいたします。それでは、本日は、これにて散会します。どうも御苦勞さまでした。

午後02時35分 散会
